

はじめに

2004（平成 16）年 11 月 1 日の雲南市誕生以来、私たちは、地域の絆や人との出会いを大切に、豊かで美しい農山村を守り伝えて行くことに力を注いできました。せせらぎをホタルが舞い、コウノトリが美しい飛翔曲線を蒼穹に描く。そのさまは清らかな水と緑に恵まれた日本のふるさと、雲南市そのものです。



さらには、出雲神話や日本遺産のたたら、国宝の 39 個の銅鐸など、多彩な歴史遺産とともに安全安心な食と農を活かしたまちづくりにより、市民・事業者・行政それぞれが協働で「生命（いのち）と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」の実現に向け取り組んでまいりました。

いま世界に目を向けると、地球規模で気候変動の抑制が求められ、ほぼ全ての国が参加して、具体策が展開されはじめています。人類の存亡にかかわる課題を解決するためには、豊かな自然やそこに生息する多種多様な動植物との、究めてバランスのとれた共生、これを確実なものとするのが唯一の選択肢と言っても過言ではありません。日本はおろか、世界のすべてのまちやむらで、今後も信念を持って取り組み、同じベクトルを向いていくことが必須な時代に入ってきたわけです。

雲南市における初めての具体的な環境政策として、環境像「ときを超え水と緑と人が育むエコシティ・雲南」をテーマに、2008（平成 20）年 3 月に策定した「第 1 次雲南市環境基本計画」に盛り込み、様々な事業に取り組んでまいりました。途中、2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災をきっかけに、再生可能エネルギーの活用や地域分散型エネルギー供給の考え方（比較的小規模で、かつ、地域に分散しているエネルギーの総称。従来の大規模集中型エネルギーに対する相対的な概念）が加速されるなど、社会情勢の著しい変革・変貌に対応すべく、2013（平成 25）年 3 月に改訂版を策定し、今日に至っています。

このような背景のなか、2027 年度までのさらなる 10 年に向けた「第 2 次雲南市環境基本計画」をここに策定いたしました。本市は誕生して以来、冒頭で触れたように自然環境との調和・共存を目標に、それぞれの時期の社会情勢を踏まえて策定した雲南市環境基本計画により、循環型産業や再生可能な自然エネルギーの活用に努め、老若男女が全員参加で「課題解決」にしっかりと取り組んでまいりました。このことにより「プラチナ構想ネットワーク⁷」による「プラチナ大賞」において、二度の受賞という栄に浴し「プラチナ社会（シティ）」としての存在を不動のものといいたしました。これから先もエコロジーに心がけ、豊かな自然環境から得られる資源にさらに着目し、活かし、多くの市民の皆様や地域づくり団体のご参加をいただきながら市民一人ひとりがプラチナのように光り輝く社会の実現をめざします。

この取り組みこそ、心もモノも豊かで雇用も生まれていく、まさに「プラチナ社会」が確たるものとなって未来永劫、雲南市が持続していく糧であると確信いたしております。

最後となりましたが、この計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました雲南市環境審議会委員のみなさまに対し、深く感謝申し上げる次第です。

2018（平成 30）年 3 月

雲南市長 速水 雄一

< 目 次 >

第1章 基本的事項	1
1 背景	1
1) 国際的な動き	1
2) 国の動き	2
3) 島根県の動き	3
4) 雲南市の動き	4
2 計画の概要	8
1) 計画の目的	8
2) 計画の性格及び役割	10
3) 計画の期間	10
4) 計画策定の対象	11
5) 計画の枠組み	11
第2章 基礎調査	12
1 雲南市の姿	12
1) 雲南市の特性	12
1-1 自然特性	12
1-2 社会特性	14
1-3 構想・計画	17
2) 雲南市の環境	19
2-1 生活環境	19
2-2 自然環境	24
2-3 快適環境	26
2-4 地球環境	28
2-5 環境保全活動等	29
2 意識アンケート結果（市民・事業者・地域自主組織対象）	30
1) 市民アンケート	30
1-1 調査概要	30
1-2 アンケート結果	30

2) 事業者アンケート	32
2-1 調査概要	32
2-2 アンケート結果	32
3) 地域自主組織アンケート	33
3-1 調査概要	33
3-2 アンケート結果	33
4) アンケート結果のまとめ	34
3 環境の現況評価と課題、意識	35
第3章 基本方針	37
1 環境像	37
2 基本目標	38
3 基本テーマ	39
第4章 取組み施策	40
1 施策の体系	40
2 項目別施策	42
1) 環境を考慮して暮らす	42
1-1 水環境の保全	42
1-2 大気環境の保全	44
1-3 有害物質による汚染の防止	46
1-4 廃棄物対策	49
1-5 環境に配慮した暮らし	54
2) 自然と共に暮らす	57
2-1 生きものの保全	57
2-2 自然環境の保全・活用	58
3) 心地良く暮らす	62
3-1 環境美化	62
3-2 環境緑化	63
3-3 景観の保全・創造	65

4) 地球に優しく暮らす	69
4-1 地球温暖化対策	69
4-2 再生可能エネルギーの推進とエネルギーの地産地消	75
5) 暮らしから行動する	79
5-1 環境保全と社会・経済発展の好循環	79
5-2 環境保全活動と環境学習	86
5-3 環境情報	89
第5章 推進体制と進行管理	91
1 推進体制	91
1) 3つの主体	91
2) 各主体の役割と組織	91
2-1 市民・事業者	92
2-2 行政	92
2 進行管理	93
1) 進行管理の概要	93
1-1 進行管理の方法	93
1-2 市の進行管理	93
1-3 市民・事業者との情報共有	93
2) 進行管理の流れ	94
2-1 計画 (Plan)	94
2-2 実行 (Do)	94
2-3 評価 (Check)	94
2-4 見直し (Action)	94
資料編	資-1
資料1 第2次雲南市環境基本計画策定体制	資-1
資料2 第2次雲南市環境基本計画策定の経緯	資-1
資料3 委員等名簿	資-2
資料4 アンケート集計結果	資-3

第1章 基本的事項

1 背景

1) 国際的な動き

21世紀の経済成長は、アジア・アフリカ等の後発開発途上国にも及んでいます。また、急速な都市化により、2050年には世界人口の約7割が都市部に居住するとも言われています。今後、これまで先進国が歩んできたようなシステムの中で経済発展や人口増加が進めば、人類社会は化石系の天然資源や水を始めとする資源の枯渇、自然環境の破壊などが進み、さらに厳しい環境に直面する可能性が高いと言われています。

そのような中、2015（平成27）年9月の国連総会において、「持続可能な開発目標（SDGs）」¹を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全加盟国により採択されました。ここでは、社会、経済、そして環境に関する様々な課題を2030年に向けて統合的に解決していく意思が示されました。

また、2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において「パリ協定」が採択されました。ここでは、世界全体の平均気温の上昇を2℃未満（さらに1.5℃以内に抑えることが、リスク削減に大きく貢献することにも言及）に抑える目標値の設定や、今世紀後半には、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロ（排出量と吸収量の均衡）にする方向性が打ち出され、国連気候変動枠組条約全加盟国が参加する国際的枠組みとして史上初めての合意に至りました。



パリ協定の合意

引用：経済産業省 資源エネルギー庁 Web サイト

さらに、2015（平成27）年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催されました。ここでは、今後15年の間に災害リスク及び損失の大幅な削減をめざすことが示され、環境が破壊されることによる損失の大きさが再認識されました。同時に、災害リスクの管理・削減のためには、自然生態系の活用が有効であることが認識されました。

このような国際的枠組みの一連の動きに対して、各国政府だけでなく、地方自治体や民間企業・団体、市民等の新たな行動が始まっており、今後の社会、経済の大きな流れとなりつつあります。

¹ 持続可能な開発目標（SDGs）：SDGsは“Sustainable Development Goals”の略で、2030年までに政府や企業を含めたあらゆる立場の人々が解決すべき目標として国連が設定したもの。2016~2030年までの15年間で、SDGsアジェンダ採択国の政府や企業を含めたあらゆる立場の人々が解決すべき目標としている。気候変動抑制対策や陸上・海洋の生態系保護、森林の持続可能な管理など、17の目標と169の達成基準が設定された行動指針となっている（5ページコラム参照）。

2) 国の動き

日本の人口は2007（平成19）年を境に減少に転じ、2060年には現在の約3分の2にまで減少し、高齢化率は約40%にまで上昇すると予測されています（国立社会保障・人口問題研究所による推計）。また、都市圏への人口集中と並行して地方では孤立可能性集落が急増し、地方公共団体のうち約4分の1が行政機能の発揮が困難になると危惧されています（内閣府 経済財政諮問会議資料「未来への選択」より）。

このような人口減少や社会動態の変化は、耕作放棄地の増大や適切な森林管理の担い手不足等をもたらし、土砂崩れや河川の氾濫等、昨今増加傾向にある自然災害の一因となっているとの指摘があります。

東日本大震災後となる2012（平成24）年4月に策定された国の第四次環境基本計画では、めざすべき持続可能な社会の姿を「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な社会にわたって保全される社会」と定義し、持続可能な社会を実現するための方向性を示しました。

分野別の動向では、エネルギーに関しては、2002（平成14）年にエネルギー政策基本法が施行され、これに基づき「エネルギー基本計画」が策定されています（現行計画は2014（平成26）年4月策定の第四次計画）。2012（平成24）年7月に「固定価格買取制度（FIT制度）²」が施行され、太陽光発電や水力、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及が進んでいます。しかし、2011（平成23）年3月に発生した「東日本大震災」により、福島第一原子力発電所を始めとする原子力発電所が被害を受け、国内の原子力エネルギーによる発電のあり方が見直されています。これに伴い、原子力発電所の運転停止が長期化したことにより石炭火力発電所の稼働が増え、日本の温室効果ガス排出量は微減に留まっています。このような中、2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」の中で、日本は2030年度に26%削減（2013（平成25）年度比）という約束草案を提出しました。

循環型社会に関しては、2000（平成12）年6月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これに基づき2003（平成15）年3月に「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました（その後、2013（平成25）年5月に第三次計画が閣議決定）。以降、資源生産性や循環利用率が上昇するとともに、廃棄物に係る最終処分量が減少しており、循環型社会の形成に向けて進捗がみられます。

気候変動への対応や地域づくりに関しては、2016（平成28）年2月に環境省が「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方（Eco-DRR）³」を示しました。また、2015（平成27）年度に閣議決定された「国土形成計画・第4次社会資本整備重点計画」において、「グリーンインフラストラクチャー」の取組みを推進することが盛り込まれました。グリーンインフラストラクチャーとは、社会における様々な課題解決に活用するため、自然環境が有する機能を社会資本整備に活用するもので、これらの新たな視点での取組みが注目されています。

上記の動きをふまえ、2018（平成30）年3月に閣議決定をめざす「第五次環境基本計画」では、2016（平成28）年に地球温暖化対策の新枠組み「パリ協定」が発効したことや、2015（平成27）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）¹」の内容を反映し、生産性向上や貧困、防災など経済・社会の課題の「同時解決」をめざすことが柱となる予定です。

² 固定価格買取制度 FIT（Feed-in Tariff）：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度。電力会社が買い取る費用を電気利用者から賦課金という形で集めている。

³ Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction

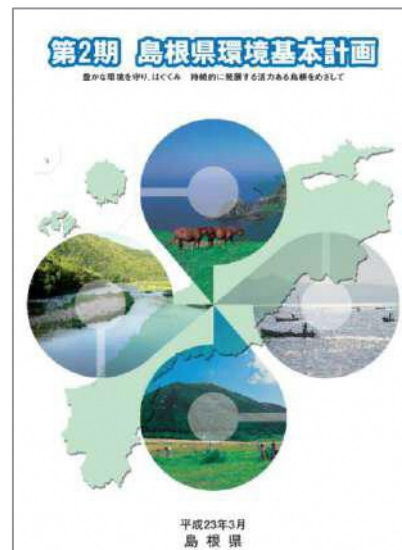
3) 島根県の動き

島根県では、国の環境基本法制定などを受け、1997（平成 9）年に環境県政の基本条例である「島根県環境基本条例」が制定されました。条例では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくため、県、市町村、事業者、県民それぞれの役割や責務を示しています。

島根県の環境に関する大本の計画となる「島根県環境基本計画」が 1999（平成 11）年に策定されました。その後、“豊かな環境を守り、はぐくみ持続的に発展する活力ある島根をめざして”という理念のもと、2011（平成 23）年には現行最新となる「第 2 期島根県環境基本計画」が策定されています。

地球温暖化防止に関して、“低炭素社会の実現により持続可能に発展するしまね”をめざし、2011（平成 23）年に「島根県地球温暖化対策実行計画」が策定されました。また、関連して、2015（平成 27）年には「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」が制定され、同年、これに基づき「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」が策定されました。再生可能エネルギーについては、導入目標を示し、省エネルギーについては、家庭や事業所での省エネ行動レベルの向上をめざすこととしています。地球温暖化防止に関する具体的アクションとして、「温室効果ガス削減対策の見える化」や消費者の環境に配慮した消費行動に対して協賛店舗が独自のサービスを行う「しまね CO2 ダイエット作戦」、県民みんなで CO2 を 10% ダイエットする行動指針を示した「しまね CO2 ダイエット行動モデル」の提示、環境家計簿「エコライフチャレンジしまね」（島根県地球温暖化防止活動センター）⁴、地球温暖化対策あるいは環境配慮型経営等に関する独自目標を設定して取り組む企業・団体等を募集し、宣言してもらう「しまねストップ温暖化宣言事業者」、主に家庭や県民への普及啓発を担う「しまねエコライフサポーター²³」の設置などがあります。

循環型社会に関して、「しまね循環型社会推進計画」が 2002（平成 14）年に策定されました。その後、“再生可能な資源を利活用しつつ、環境と経済が継続的に好循環して発展、繁栄する「しまね循環型社会」を構築する”ことをめざし、2016（平成 28）年に現行最新となる「第 3 期しまね循環型社会推進計画」が策定されました。ここでは、東日本大震災を契機に、大量の災害廃棄物の処理に関する記載が盛り込まれています。循環型社会に関する具体的アクションとして、イベントから出るごみを減量できる「リユース食器」の使用や、企業が行う産業廃棄物のリサイクル等の現場を訪問・見学し循環型社会について考える機会となる「3R 普及啓発（バスツアー）」、島根発の優れたリサイクル製品を認定する「しまねグリーン製品」などがあります。



「しまね CO2 ダイエット作戦」
ロゴマーク

⁴ 環境家計簿（エコライフチャレンジしまね）：環境家計簿は、電気やガス、灯油、水道、自動車燃料など家庭で利用する主なエネルギーについて、家計簿をつけるように記録をすることができる取組み。エコライフチャレンジしまねでは、入力した金額や使用量から、家庭から排出される二酸化炭素の量が自動的に計算・グラフ化され、平均的な世帯との比較もできる。

4) 雲南市の動き

これまで、本市では 2007（平成 19）年に「雲南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、生活環境に関して市民・事業者・市が協働してごみ問題に取り組むことにより、地域環境を守り、地球環境保全に寄与してきました。具体的には、古紙・古着回収を充実させ、可燃ごみ分別等の積極的な啓発を行ってきたことや、ごみ固形燃料（RDF）⁵化を進めました。また、レジ袋の有料化に伴い、マイバッグ運動を進めました。さらに、空家対策として 2016（平成 28）年度に「雲南市空家等対策基本計画」を策定し、危険を感じる空き家の実態調査を進めています。（注：「空家」は法に基づく用語として、「空き家」は一般的な用語として区別して表記しています。）

自然環境に関しては、河川の水質保全のため、生活排水の意識啓発・実践活動の促進及び生活排水処理施設の計画的な整備推進を目的として、2004（平成 16）年に「雲南市生活排水処理基本計画」を策定しました。また、1983（昭和 58）年に制定した「大東町ほたる条例」を引き継ぎ、2004（平成 16）年に「雲南市ほたる保護条例」を制定し、ホタルの保護・増殖に取り組んできました。2017（平成 29）年 4 月には、これまでの先駆的な取り組みが評価され、事務局である「赤川ホタル保存会」が「みどりの日 自然環境功労者」の「いきもの環境づくり・みどり部門」で環境大臣表彰を受賞されました。さらに、2016（平成 28）年秋冬以降、国の特別天然記念物であるコウノトリが雲南市に飛来しました。翌年にはペアによる市内での営巣活動や、これにつづく産卵、抱卵、孵化～ヒナの誕生（4 羽）という、わが国でも極めてまれな事例が生じ、野生動物の希少種が好む豊かな自然と生息環境である本市の姿が全国に発信されたところです。市の花である「桜」については、桜の手入れをする専門職「さくら守（さくらもり）」を配置し、毎年春に見事なさくらが咲くよう、年間を通じて手入れにあたっています。

快適環境に関しては、清潔で美しい町をめざし、2004（平成 16）年 11 月に「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」を制定し、ポイ捨てやふん害の防止を図ってきました。

地球環境に関しては、地球温暖化防止につながるものとして、2006（平成 18）年に「雲南市地域省エネルギービジョン」、2007（平成 19）年に「第 1 期雲南市地球温暖化対策実行計画⁶」ならびに「雲南市地域新エネルギービジョン」を策定しました。また、2013（平成 25）年に「第 2 期雲南市地球温暖化対策実行計画⁶」として見直し、すでに年次計画で導入を進めている「森林バイオマスエネルギー事業」をはじめ、「太陽光発電導入支援」「廃棄物熱利用（RDF⁵活用）」「クリーンエネルギー自動車の導入」などに触れています。これに加え、旧加茂町では環境管理システムとして、ISO14001⁷を取得しており、市の合併後もそれを引き継ぐ形として、市の施設として新たに ISO14001⁷の認証取得を行い、エネルギー使用量の把握と管理、紙の使用量やごみの排出量の削減等を実施してきました。その後、2013（平成 25）年からは、現在の「省エネ法⁸」によるエネルギーの削減（地球温暖化に関わる二酸化炭素排出量の削減）が義務付けられたことから、ISO14001⁷の取組みを縮小し、省エネ法⁸に関する取組みに統合しています。

2011（平成 23）年 12 月に国から「たたらの里山再生特区」の指定を受けました。「たたらの里山

⁵ ごみ固形燃料（RDF）：RDF は Refuse Derived Fuel の略。台所で発生する生ごみを含む可燃性の一般廃棄物を主原料とする固形燃料。

⁶ 雲南市地球温暖化対策実行計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律（第 20 条の 3 第 1 項）」に基づき、市町村に策定義務のある地球温暖化対策の推進を図るための計画。2006（平成 18）年に策定、2012（平成 24）年に見直し、2030（平成 30）年に事務事業編の見直し予定

⁷ ISO14001：ISO（国際標準化機構）が定める国際規格の一つで、「環境マネジメントシステム」の仕様を定めた規格。企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため、企業自ら目標を定め、PDCA サイクルによる継続的改善を行う。

⁸ 省エネ法：「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」は、1979（昭和 54）年に制定された法律で、工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的にエネルギーを使用するための法律。年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 以上の事業者は、エネルギー使用量を国へ届け出て、「特定事業者」の指定を受ける必要がある。

再生特区」とは、「たたら製鉄」により隆盛を誇った雲南市から、「たたら」に代わる新たな里山活用による地域力向上モデルを提案するもので、里山のエネルギー利用促進がひとつの柱となっています。

本市では、これまで多くの市民の皆様や地域づくり団体の参加をいただき、市民一人ひとりが豊かで快適でプラチナのように威厳をもって光り輝く社会をめざす「プラチナ構想ネットワーク⁹⁾」に取り組んでまいりました。

人口減少、急激に高齢化する社会、地球温暖化等、課題先進国である我々日本がおかれている現状において、活力を失う地方の市街地、荒廃する農地、財政を圧迫する社会保障全般など、本市でも様々な課題が生じていますが、「課題解決先進地」としていち早く乗り越えることで新たな社会システムの構築、新しいビジネスの創造に繋がる大いなる可能性に満ちた挑戦に挑んでいるところです。

また、森林バイオマスエネルギー事業として、2012（平成 24）年度以降、波多温泉「満壽の湯」、「三刀屋健康福祉センター」、「おろち湯ったり館」、「雲南市新庁舎」に木質チップボイラーを導入しました。なお、2015（平成 27）年 10 月開庁の市役所新庁舎は、環境への取組みを進化させ、国の政策目標である ZEB¹⁰⁾（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）をめざした雲南市型の環境建築となっています。これにより、旧庁舎と比較し、開庁 1 年後の 2016（平成 28）年度の延べ床面積あたりのエネルギー消費量は、正味で 77%削減が実現しました。特に、木質チップ、地下水、太陽光発電の再生可能エネルギーは、合わせて新庁舎全体の年間エネルギー消費量の約 27%をまかなう結果ともなっています。その他、太陽光発電設備の設置促進策として、2005（平成 17）年度より、住宅用太陽光発電機器導入補助事業を実施しました。また、市内全ての小中学校施設をはじめとした公共施設への太陽光発電施設の導入を進めました。

コラム

持続可能な開発目標（SDGs）¹⁾

SDGs のロゴ

2030年までに政府や企業を含めたあらゆる立場の人々が解決すべき目標として国連が設定した目標です。

気候変動抑制対策や陸上・海洋の生態系保護、森林の持続可能な管理など、17の目標と169の達成基準が設定された行動指針となっています。



⁹⁾ プラチナ構想ネットワーク：2010（平成 22）年 8 月設立。（株）三菱総合研究所理事長で第 28 代東京大学総長の小宮山宏氏らが発起人となって設立された組織。日本が環境問題や少子高齢化など、「課題先進国」であることを逆手に取り、他に先駆けて「課題解決」を行うことで、新たな経済活動の創造や技術力と文化的想像力で日本再生を求めるとを目的に、日本中にエコで高齢者も参加でき、地域の人が育ち、雇用のある、快適なまちづくりを進めていく国民運動ととらえられている。自治体、大学・研究機関、企業そして海外都市がネットワークで結びつき、知識・情報、ものづくり・流通など多くの側面でスケールメリットと新たな価値創造がもたらされるとしている。

¹⁰⁾ ZEB（ゼブ）（Net Zero Energy Building）：室内及び室外の環境品質を低下させることなく、負荷抑制、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等により、大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電等の再生可能エネルギーによってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロ以下となる建築物。雲南市役所新庁舎がこれを導入している。

■ 世界、国、島根県、雲南市における環境全般の動き（主なもの）

年	世界、国	
～2010 (平成 22)年	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼水質保全特別措置法施行(宍道湖中海)(S60) 環境基本法施行(H5) 環境基本計画策定(H6) <世界>第1回国連防災会議開催(H6) <世界>COP1(ベルリン市)開催(H7) <世界>COP3(京都市)開催(H9) ハイブリッド車発売(H9) 地球温暖化対策推進法施行(H10) 環境影響評価法施行(H11) 容器包装リサイクル法施行(H12) 食品リサイクル法施行(H13) グリーン購入³⁸法施行(H13) 循環型社会形成推進基本法施行(H13) 家電リサイクル法施行(H13) 環境省発足(H13) 家電リサイクル法施行(H13) <世界>京都議定書締結(H14) 地球温暖化対策推進法改正(H14) バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定(H14) エネルギー政策基本法施行(H14) 改正環境保全活動・環境教育推進法施行(H15) 土壌汚染対策法施行(H15) 第二次環境基本計画改訂(H15) 循環型社会形成推進基本計画策定(H15) 第1次エネルギー基本計画策定(H15) 循環型社会形成推進基本計画(H15) エネルギー基本計画策定(H15) ヒートアイランド対策大綱策定(H16) 自動車リサイクル法施行(H17) <世界>京都議定書発効(H17) 宍道湖中海がラムサール条約湿地に登録(H17) 	<ul style="list-style-type: none"> チームマイナス6%運動開始(H17) 流行語大賞にクールビズ(H17) 地球温暖化対策推進法改正(H17) <世界>第2回国連防災会議開催(H17) 第三次環境基本計画改訂(H18) 地球温暖化対策推進法改正(H18) 第2次エネルギー基本計画策定(H19) 改正フロン回収破壊法施行(H19) エコツアーリズム推進法施行(H20) <世界>京都議定書第1約束期間開始(H20) <世界>第34回主要国首脳会議(洞爺湖サミット)開催(H20) 「KODAOMO ラムサール(中海・宍道湖)全国湿地交流」開催(H20) 地球温暖化対策推進法改正(H20) 「低炭素社会づくりに向けて」(中央環境審議会)公表(H20) <世界>気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)(H21) エコポイント制度創設(H21) エコカー補助金・減税創設(H21) 電気自動車販売開始(H21) 鳩山首相 CO2 削減目標 25%を宣言(H21) チャレンジ25運動開始(H22) 住宅エコポイント制度開始(H22) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が名古屋で開催(H22) 第3次エネルギー基本計画策定(H22)
2011 (平成 23)年	<ul style="list-style-type: none"> 3月11日「東日本大震災」発生 福島第一原子力発電所事故発生 <世界>気候変動に関する国際連合枠組条約(第17回)締約国会議(COP17、南アフリカ・ダーバン) <世界>国際森林年 <世界>ISO50001 発行 東日本大震災を踏まえたエネルギー政策の見直しと節電対策 	<ul style="list-style-type: none"> 改正廃棄物処理法施行 改正大気汚染防止法施行 改正水質汚濁防止法施行 環境影響評価法改正
2012 (平成 24)年	<ul style="list-style-type: none"> <世界>国連持続可能な開発会議開催(リオ+20) <世界>気候変動に関する国際連合枠組条約(第18回)締約国会議開催(COP18、カタール) 第四次環境基本計画閣議決定 エネルギー政策の見直しと節電対策 改正水質汚濁防止法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定 当面の地球温暖化対策に関する方針決定 再生可能エネルギー固定価格買取制度開始 再生可能エネルギー特別措置法施行
2013 (平成 25)年	<ul style="list-style-type: none"> <世界>気候変動に関する国際連合枠組条約(第19回)締約国会議開催(COP19、ワルシャワ) 地球温暖化対策の推進に関する法律改正(地球温暖化対策計画の策定、三フッ化窒素の追加) 第三次循環型社会形成推進基本計画策定 廃棄物処理施設整備計画策定 <世界>京都議定書第1約束期間終了 小型家電リサイクル法施行 専門家会合により、「微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起のための暫定的な指針値」公表 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)施行 	
2014 (平成 26)年	<ul style="list-style-type: none"> <世界>気候変動に関する国際連合枠組条約(第20回)締約国会議開催(COP20、ペルー) 改正大気汚染防止法施行 土壌汚染対策法改正 第4次エネルギー基本計画策定 改正大気汚染防止法施行 	
2015 (平成 27)年	<ul style="list-style-type: none"> 2030年の温室効果ガス削減目標及び電源構成を公表 <世界>気候変動に関する国際連合枠組条約(第21回)締約国会議(COP21、パリ)において、パリ協定を採択 <世界>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連により採択 <世界>第3回国連防災世界会議開催 国土形成計画・第四次社会資本整備重点計画策定(グリーンインフラストラクチャーの取組みを推進) 	
2016 (平成 28)年	<ul style="list-style-type: none"> <世界>パリ協定発効 地球温暖化対策計画閣議決定 「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方(Eco-DRR)³⁾」を環境省が示す 	

島根県	雲南市
<ul style="list-style-type: none"> 島根県環境基本条例制定(H9) 島根県環境基本計画策定(H11) 島根県環境影響評価条例制定(H11) 島根県地球温暖化対策推進計画策定(H12) しまね循環型社会推進計画策定(H14) 県本庁舎 ISO14001⁷ 認証取得(H15) しまねグリーン製品認定制度創設(H16) 宍道湖・中海第4期湖沼水質保全計画策定(H16) 島根県産業廃棄物減量税条例施行(H17) 第4期島根県分別収集促進計画策定(H17) 島根県「水と緑の森づくり税」創設(H17) 個人: 県民税均等割に500円加算 法人: 均等割の5%を加算 島根県環境こやさしい率先実行計画(2期)策定(H17) 島根県地域温暖化対策協議会設立(H17) 島根県環境基本計画改訂(H18) 第5期島根県分別収集促進計画策定(H19) 「環境にやさしい率先実行計画」～しまね県庁 CO2 ダイエット作戦～(H20) 島根県希少野生動物の保護に関する条例施行(H22) 第2期島根県環境基本計画策定(～H23) 第2期しまね循環型社会推進計画策定(～H23) 島根県地球温暖化対策実行計画策定(～H23) 	<ul style="list-style-type: none"> 雲南市誕生(H16) 雲南市ほたる保護条例制定(H16) 雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例制定(H16) 雲南市生活排水処理基本計画策定(H16) 雲南市太陽光発電導入促進事業補助金交付要綱制定(H17) 雲南市生活排水処理基本計画策定(H18) 雲南市地域省エネルギービジョン策定(H18) 雲南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定(H19) 雲南市地域新エネルギービジョン策定(H19) 雲南市水道ビジョン策定(H19) 第1期雲南市地球温暖化対策実行計画⁶(区域施策編)(事務事業編)策定(H19) 市本庁舎ほか5施設でISO14001の認証を取得(H20) 第1次雲南市環境基本計画策定(H20) ため池百選に「うしおの沢池」が選ばれる(H22)
<ul style="list-style-type: none"> 第2期島根県環境基本計画策定 第2期しまね循環型社会推進計画策定 島根県地球温暖化対策実行計画策定 「三瓶自然館サヒメル」20周年式典開催 	<ul style="list-style-type: none"> たたらの里山再生特区の指定
<ul style="list-style-type: none"> しまね CO2 ダイエット作戦 PR キャラクター「エコも」作成 希少種条例に基づく指定希少野生動物を指定(ヒメバヤカモ、ミナミアカヒタビラ、カワラハンミョウ) 島根県環境影響評価条例改正(2013(平成25)年4月1日(一部は同年10月1日)施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 雲南市レジ袋削減推進協議会発足
<ul style="list-style-type: none"> 「改訂しまねレッドデータブック2013 植物編」を発行 島根県微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起実施要領制定 湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準施行 県内9カ所でのPM2.5常時監視体制確立 隠岐世界ジオパークの認定 リユース食器の取組み開始 環境省隠岐自然保護官事務所開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「プラチナ大賞」の特別賞を受賞 第2期雲南市地球温暖化対策実行計画⁶策定 第1次雲南市環境基本計画改定 波多温泉「満壽の湯」へ木質バイオマスボイラーを導入
<ul style="list-style-type: none"> 「改訂しまねレッドデータブック2014 動物編」を発行 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次雲南市総合計画策定 雲南市都市計画マスタープラン策定 雲南市三刀屋健康福祉センターへ木質バイオマスボイラーを導入
<ul style="list-style-type: none"> 島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例制定 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 中国横断自動車道尾道松江線全線開通 「～まち・ひと・しごと創生～雲南市総合戦略」策定 木次健康温泉センターおろち湯つたり館へ木質バイオマスボイラーを導入 雲南市役所新庁舎において国の環境政策目標であるZEB¹¹(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル:建物建設の際、高断熱化や高効率化等とともに太陽光発電、森林バイオマスなどの自然エネルギーを導入し、大幅な省エネルギーを実現させる最先端の建築物を指す)を導入 雲南市役所新庁舎へ木質バイオマスボイラーを導入
<ul style="list-style-type: none"> 第3期しまね循環型社会推進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「プラチナ大賞」の大賞を受賞 雲南市空家対策基本計画策定 コウノトリの営巣、ヒナの誕生 雲南市中心市街地活性化基本計画策定 里山照らし隊による「炭蓄電器¹⁰」が誕生

2

計画の概要

1) 計画の目的

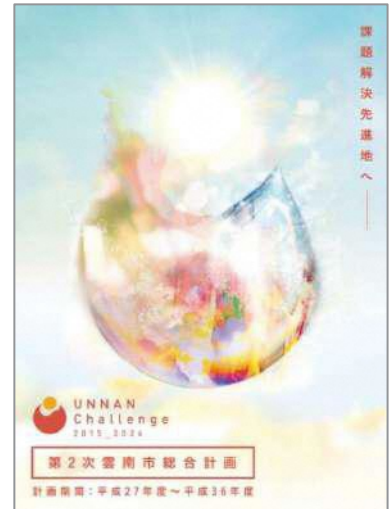
本市は島根県の東部に位置し、南は中国山地で広島県と接しています。市域の多くは丘陵地や山地となっていますが、市中央部には山陰の大河斐伊川が流れ、その支川とともに形成された平野が広がり、豊富な水をもとに水田が広く分布しているなど、様々な自然環境を有しています。また、そのような豊かな自然環境を利用し、かつ、陰陽を結ぶ交通の要衝として、古くから人が住み着き発展してきました。かつてはたたら製鉄や炭焼きが盛んに行われた地域でもあり、市内には歴史的建造物・文化財が数多く現存し、貴重な歴史的景観も残っています。

2015（平成27）年3月に中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）が全線開通しました。これにより、豊かな自然と悠久の歴史を有する「ふるさと」として、雲南市のさらなる発展が期待されます。

本市では「第2次雲南市総合計画」により、2015（平成27）～2024（平成36）年度までのまちづくりの目標を示しています。この計画では、基本理念を「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」と定め、市民・事業者・行政がめざす5つの将来像を示しています。

その一つとして、「安全・安心で快適なまち」を挙げ、「安心して暮らすことのできる地域や美しい農山村の原風景を守る活動」や「再生可能エネルギーの活用」などに取り組むこととしています。

また、この計画に基づき、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間を取り組み期間とする「～まち・ひと・しごと創生～雲南市総合戦略」を2015（平成27）年3月に策定しました。雲南市はこの戦略に基づき、人口の社会増や地域課題の解決等に向けた「子ども」「若者」「大人」によるそれぞれのチャレンジの連鎖を切れ目なく創り出し、市民一人ひとりがプラチナのように輝く社会の実現に取り組んでいます。



「第2次雲南市環境基本計画」は、本市の誇る素晴らしい環境を次世代に伝えていくため、中長期的な視点から総合的・計画的に施策を推進することとしており、上記の総合計画ならびに総合戦略の部門別計画として、また、「雲南市地域新エネルギービジョン」や「第2期雲南市地球温暖化対策実行計画⁶」等との整合性を図りながら、本市の環境施策の基本的な考え方等を定めるものです。本計画は、地球温暖化対策実行計画⁶と整合性を図りながら、本市の環境の現状を示します。さらに、今後、本市のあるべき環境像と基本目標を定め、これらを実現させるための施策の方向性や取組み内容など、環境の保全・創造に必要な基本的事項を明らかにしています。

これらは今後の市民・事業者の行動指針及び環境行政の指針となるものであります。

コラム

市民一人ひとりがプラチナのように輝く社会

2004（平成16）年11月1日、新市誕生以来、雲南市は「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をめざして、市民が全員参加で少子高齢化などの「課題解決」に取り組んでまいりました。活動は「プラチナ構想ネットワーク⁹」による「プラチナ大賞」において、2014（平成25）年度に「小規模多機能自治による持続可能型“絆”社会の構築」で「特別賞」を、また、2016（平成28）年度は「幸雲南塾（大人版）～若者チャレンジによる持続可能なまちづくりへの挑戦～」で「大賞」と、2度の受賞で「プラチナシティ（社会）」としての存在を不動のものとしています。



第4回プラチナ大賞及び総務大臣賞授賞式

2017（平成29）年、「コウノトリの雲南市」が全国で一躍脚光を浴びました。青空高く優雅に飛翔するその様子は、市民の誇りであると同時に絶滅危惧種¹¹の生きものも棲みやすい自然環境が本市に存在することの証でもあります。また、同年4月には、大東町の市民活動団体「赤川はたる保存会」が環境大臣表彰を受け、ホテルの保全活動が高く評価されたところでもあります。加えて同年春には雲南市吉田町宇山地区において、地元民間組織による「炭蓄電器¹⁰」が誕生しました。自然にある資源を有効に使ったエネルギーの地産地消の取組みに、注目が集まっています。

少子高齢化社会の真っただ中であって、多くの課題が山積していますが、ピンチをチャンスととらえ、自然エネルギーや豊かな地域資源を活用して、老若男女が新たな可能性を求めて活発に動く。その真摯に取り組む人々の横顔が、まさに威厳に満ちてプラチナのように輝き続ける社会こそが雲南市そのものの姿なのです。



大賞 総務大臣賞

雲南市（島根県）
幸雲南塾（大人版）

～若者チャレンジによる持続可能なまちづくりへの挑戦～

大賞 経済産業大臣賞

コマツ、石川県、石川県森林組合連合会（石川県）
地産地消型バイオマス利活用の推進と地方創生大賞・総務大臣賞
雲南市
（島根県）大賞・経済産業大臣賞
コマツ、石川県、石川県森林組合連合会
（石川県）

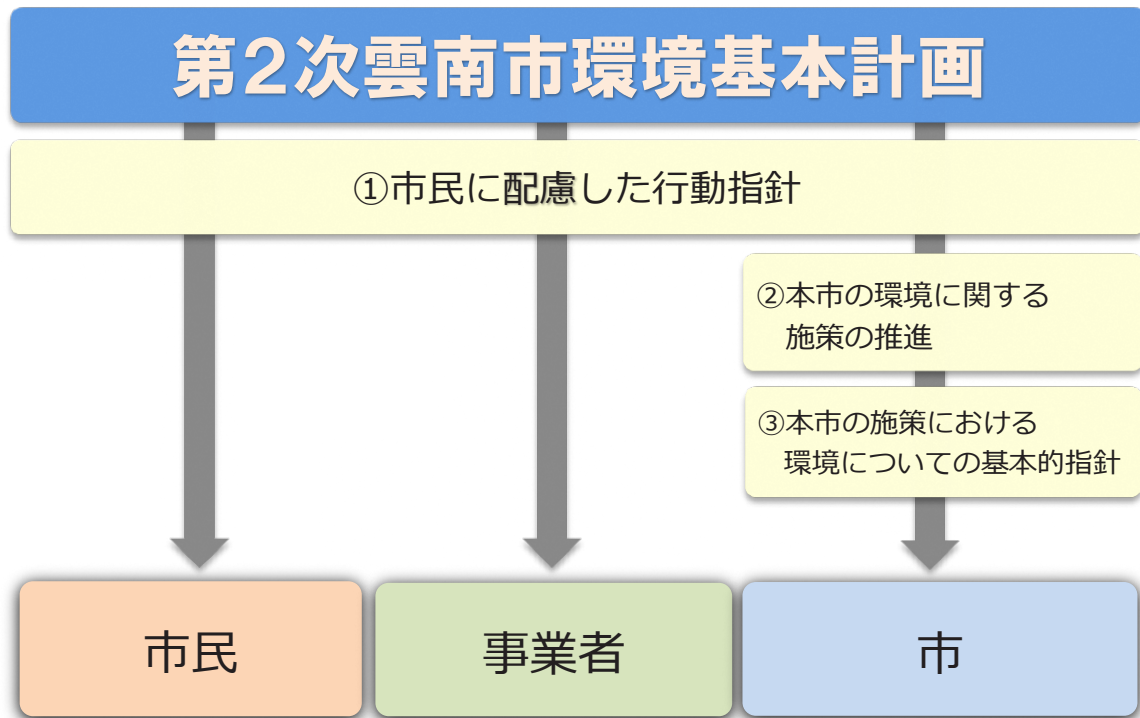
引用：プラチナ構想ネットワーク Web サイト

¹¹ 絶滅危惧種：出典：「改訂 しまねレッドデータブック 2014年動物編、2013年植物編、島根県）」

2) 計画の性格及び役割

本計画は、環境基本法でうたわれている市町村の責務として、本市の環境を保全・創造するために必要な基本的事項について定めたものであり、①、②及び③に示すような性格及び役割を有します。

■ 計画の性格及び役割



3) 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2027（平成39）年度までの10年間としています。なお、5年が経過したところで、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

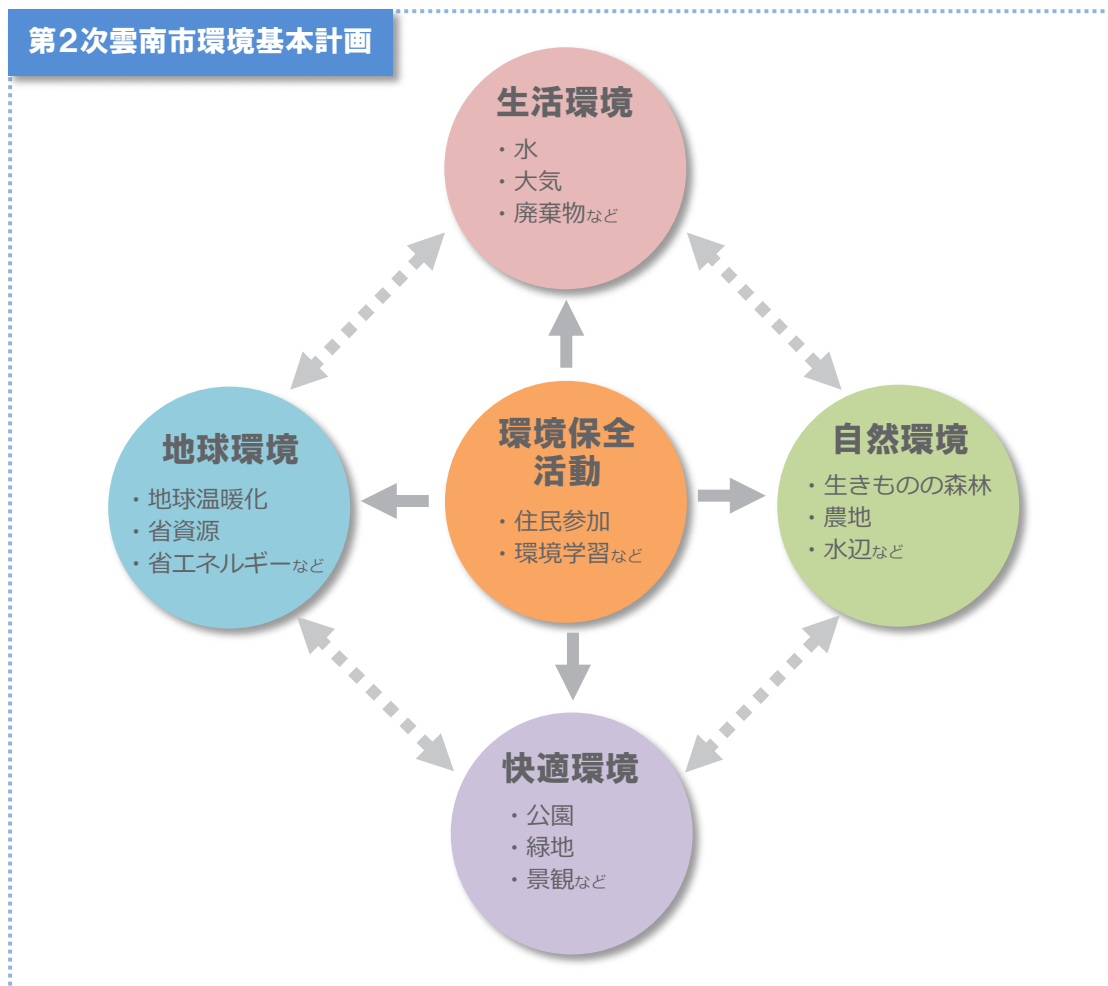
■ 計画の期間



4) 計画策定の対象

本計画で対象とする環境は、次の5つのものとします。

■ 計画の対象



5) 計画の枠組み

本計画の枠組みとしては、まず、本市がめざす「環境像」を設定します。次に、環境像を実現するための「基本目標」を定め、その下に前項で示した計画の対象5分野ごとに「基本テーマ」を決めます。そして、各テーマで取り組む項目を定め、各項目の具体的な施策を明らかにします。また、より具体的で実現性の高い取組みを重点プロジェクトとして計画します。さらに、これらを実現させるために必要な推進体制や進行管理について検討します。

第2章 基礎調査

1 雲南市の姿

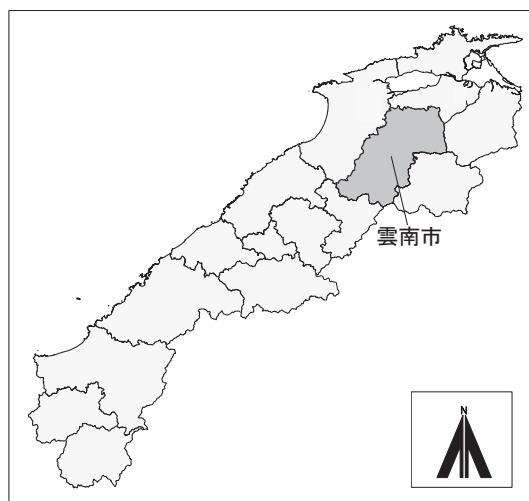
1) 雲南市の特性

1-1 自然特性

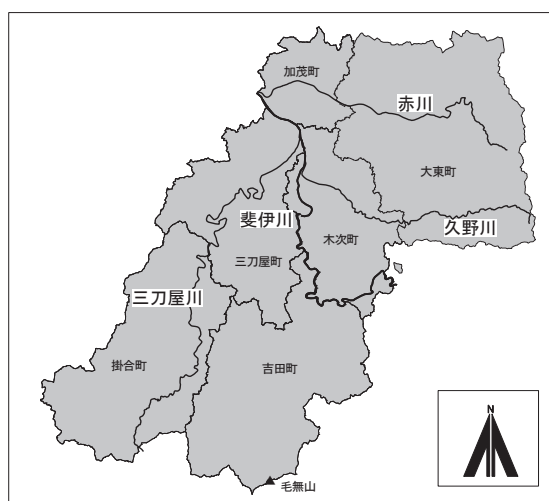
(1) 位置・面積等

- 本市は島根県東部に位置し、北部は松江市、西部は出雲市、東部は安来市・奥出雲町、南部は飯南町・広島県三次市に接しています。面積¹²⁾は553.18km²で、島根県の総面積の8.3%にあたります。
- 本市の南部は中国山地に至り、最南端にある毛無山(1,062m)を頂点として北部の出雲平野に続いていることから標高差が大きくなっています。加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川、久野川の合流地点を中心とした平野が広がっています。

■ 本市の位置



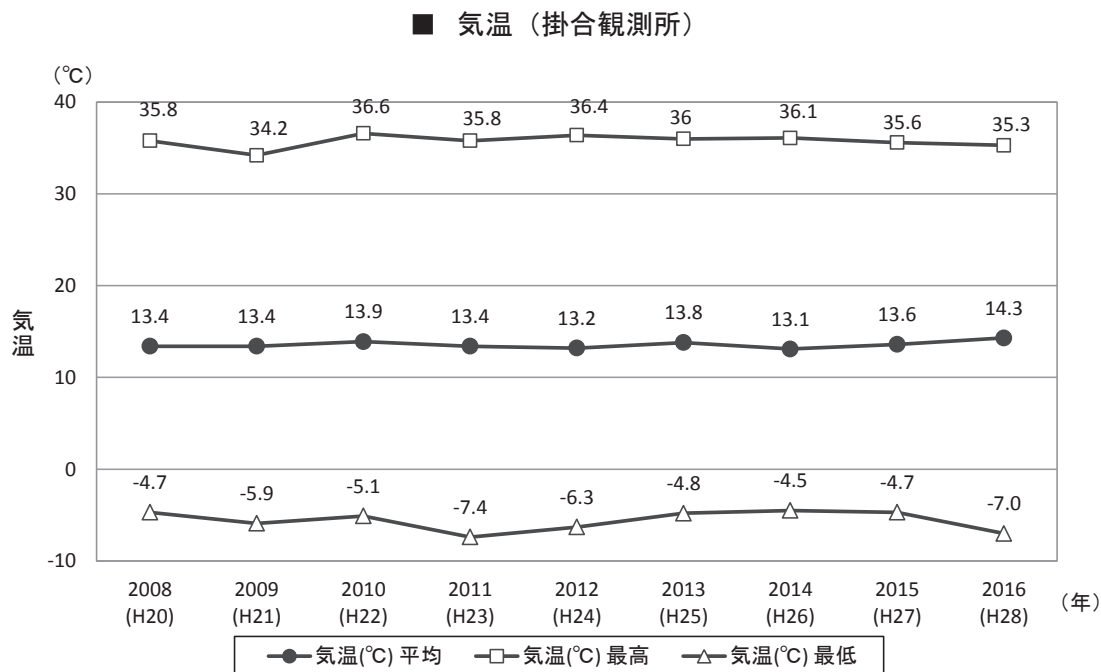
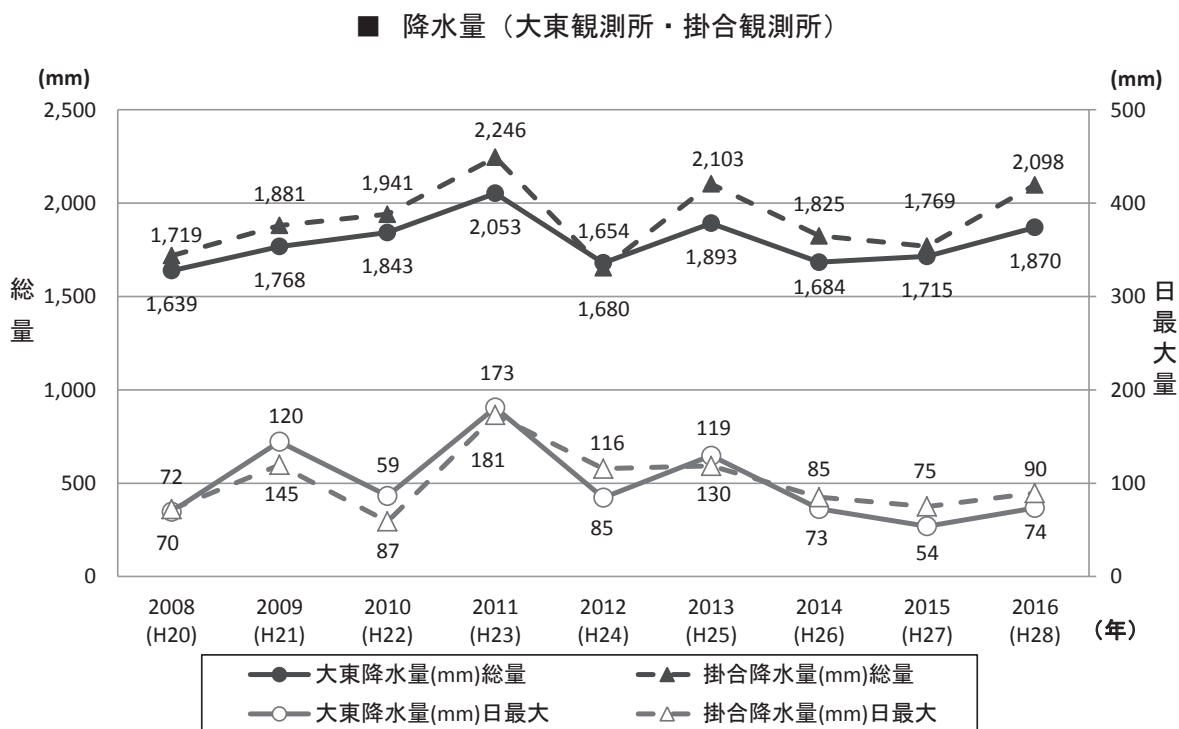
■ 本市の地勢



¹²⁾ 雲南市の面積：出典「平成28年全国都道府県市区町村別面積調査」(国土交通省国土地理院)

(2) 気象

- 気象庁によると、大東観測所における 2016（平成 28）年の降水量は年総量 1,870mm となっています。
- 掛合観測所における 2016（平成 28）年の年平均気温は 14.3℃、最低気温は-7.0℃、最高気温は 35.3℃、降水量は年総量 2,098mm となっています。

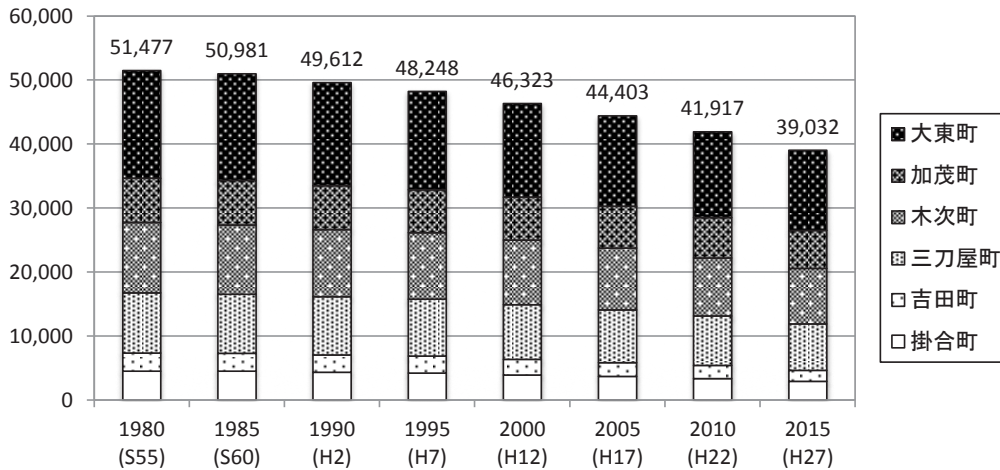


1-2 社会特性

(1) 人口

- 本市の人口は1980（昭和55）年度以降、減少傾向で推移しています。

■ 人口の推移

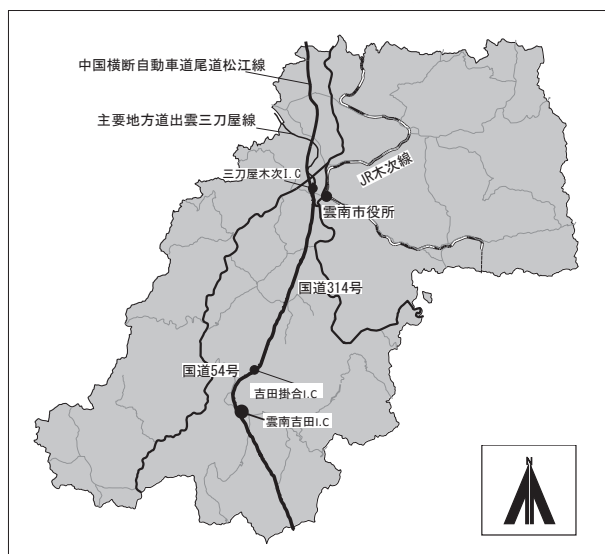


出典：国勢調査

(2) 交通

- 広島県広島市と島根県松江市間を結ぶ国道54号が、本市を南北に貫き、山陰・山陽間の重要な幹線道路となっています。また、広島県福山市を起点とし、本市三刀屋町の中心市街地で国道54号と接続、終点となる国道314号が整備されています。
- 2015（平成27）年に中国横断自動車道尾道松江線が全線開通しました。これにより、山陰～山陽～四国が高速道路で結ばれ、沿線地域の産業や観光の分野において、さらなる交流の促進が期待されます。
- 本市の公共交通機関としてJR木次線とバス交通があります。JR木次線は松江市の宍道駅と広島県庄原市の備後落合駅を結び、本市では加茂町・大東町・木次町に駅があります。
- バス交通については、2013（平成25）年4月から中国横断自動車道尾道松江線、主要地方道出雲三刀屋線を都市間高速バスが運行しています。
- 大東町松江市間は一畑バスが、三刀屋町出雲市間は民間委託バスがそれぞれ運行しています。
- 市内6町間を市民バス（コミュニティバス）が運行しているほか、デマンド交通¹³も運

■ 本市の交通網図



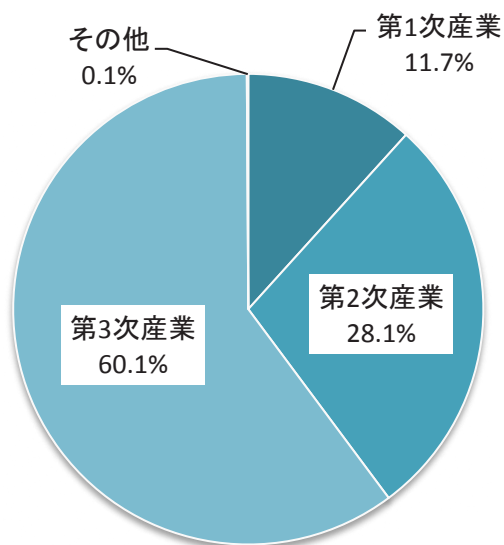
¹³ デマンド交通：デマンドバスは利用者の呼び出しに応じて運行されるバスである。デマンドタクシーは乗合タクシーのようなもので、ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーの利便性と乗合・低料金というバスの特徴を兼ね備えたサービスである。どちらも、定時定路線で運行される従来型のバス運行では採算がとれない地域の移動手段として利用されている。

行されています。吉田町ではデマンドバスとして「だんだんバス」、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、掛合町ではデマンドタクシーとして「だんだんタクシー」があります。

(3) 産業・経済

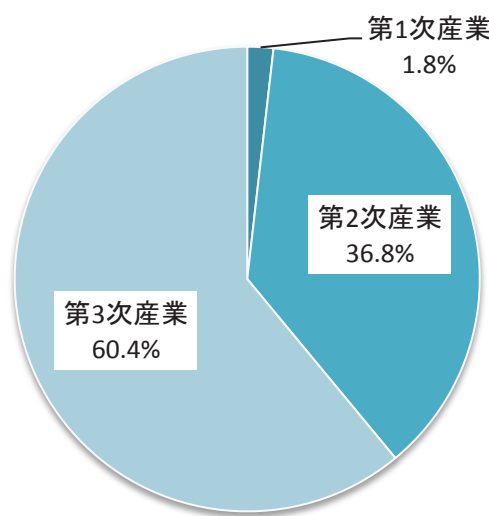
- 2015（平成 27）年国勢調査による本市の産業就業者数の内訳は、第 1 次産業 11.7%、第 2 次産業 28.1%、第 3 次産業 60.1%です。
- 2014（平成 26）年度「しまねの市町村民経済計算¹⁴」による本市の経済活動別総生産の内訳は、第 1 次産業 1.8%、第 2 次産業 36.8%、第 3 次産業 60.4%となります。

■ 産業就業者数の内訳 2015（平成 27）年



出典：平成 27 年国勢調査

■ 経済活動別総生産の内訳 2014（平成 26）年



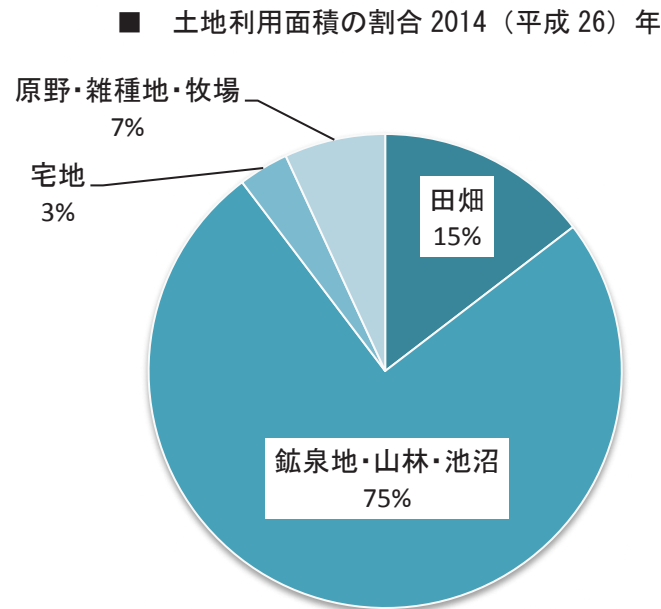
出典：平成 26 年度島根県市町村民経済計算

- 本市では、米や畜産、ぶどう・茶・葉ねぎ・ほうれん草・とうがらし・花き栽培等良質な農産物や、乳製品・ワイン・味噌・餅等の豊富な加工品が生産されています。
- 農産物は JA しまね雲南地区本部を通じた出荷に加えて、奥出雲産直振興推進協議会が運営される市内 10 箇所、市外 1 箇所の直売所で販売されるほか、地産都商の取組みとして兵庫県尼崎市のスーパー、阪急オアシスの専用スペースで毎週販売が行われるなど、独自の販路が確保されています。
- 工業については、主に木次町・加茂町において工業団地が整備されており、誘致企業や地場産業による投資、立地が進んでいます。特に、木次町には一般機械製造業、電気機械製造業等の集積が進んでおり、2014(平成 26)年工業統計調査の製造品出荷額等は県内第 4 位となっています。

¹⁴ しまねの市町村民経済計算：一年度間に市町村内の経済活動によって生み出された付加価値を「生産」と「分配」の両面からとらえたもの。島根県では、内閣府が示した「県民経済計算標準方式推計方法」に準拠して推計した県民経済計算の県内総生産及び県民所得を、各種の統計数値によって、市町村別に按分して推計している。

(4) 土地利用

- 本市の土地利用面積の割合¹⁵は、2014（平成 26）年度では、田・畑の用地が 15%、鉱泉地¹⁶・山林・池沼が 75%、宅地が 3%、原野・雑種地・牧場が 7%を占めています。



出典：平成 26 年度島根県統計書

(5) 環境に関する規制等

- 2014（平成 26）年 2 月、都市計画法に基づく「雲南市都市計画マスタープラン」を策定しました。
- 当初、用途地域は、大東町中心部及び木次町中心部から国道 54 号沿いの開発区域が指定されていましたが、現在では加茂町と大東町の一部も指定されています。
- 中心市街地活性化に関する法律に基づき、「雲南市中心市街地活性化基本計画」を策定し、この計画をもって 2016（平成 28）年 11 月 29 日付けで内閣総理大臣から認定を受けました。計画の認定期間は 2022（平成 34）年 3 月末までの 5 年 4 ヶ月で、この期間中に民間、行政などの関係機関が一体となり、各種事業を推進します。
- 自然公園法に基づく自然公園として、南部に龍頭八重滝県立自然公園が指定されています。
- 合併前となる 1983（昭和 58）年 5 月に「大東町ほたる保護条例」を制定し、大東町に「ほたるの里」が復活しました。その後、市の合併後となる 2004（平成 16）年 11 月に「雲南市ほたる条例」として、全市地域を対象に保護活動を行っています。
- 同じく、2004（平成 16）年 11 月に「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」を制定し、飲料容器や吸い殻等の投棄の禁止や飲料容器の回収及び資源化、飼い犬のふん害防止等の規制をしています。

¹⁵ 土地利用面積の割合：ここでの土地利用の利用種別割合は私有地を対象としており、官有地等を含まない。

¹⁶ 鉱泉地：鉱泉（温泉を含む）湧き出し口、及びその維持に必要な土地。

1-3 構想・計画

(1) 第2次雲南市総合計画（2015（平成27）年3月策定）

■ 第2次雲南市総合計画の体系図



■ 環境に関する主な施策

- 自然と地域環境の保全
 廃棄物（ごみ）の減量と適正処理の推進、温室効果ガス削減の推進、自然環境と景観の創造
- 上水道の整備
 水道施設の整備、水道施設の維持管理、水道経営の安定化
- 下水道の整備
 下水道施設の整備、下水道接続の促進、下水道施設の維持管理、下水道経営の安定化

(2) 環境関連計画

- 本計画の策定にあたり、上位計画となる国の「第四次環境基本計画」及び「第2期島根県環境基本計画」の内容を整理します。これらの計画は、良好な環境の保全及び創造をめざす総合的な環境行政制度の中心として位置付けられ、環境行政の基本指針であるとともに、市民や事業者の環境面の活動に係る指針となるものです。

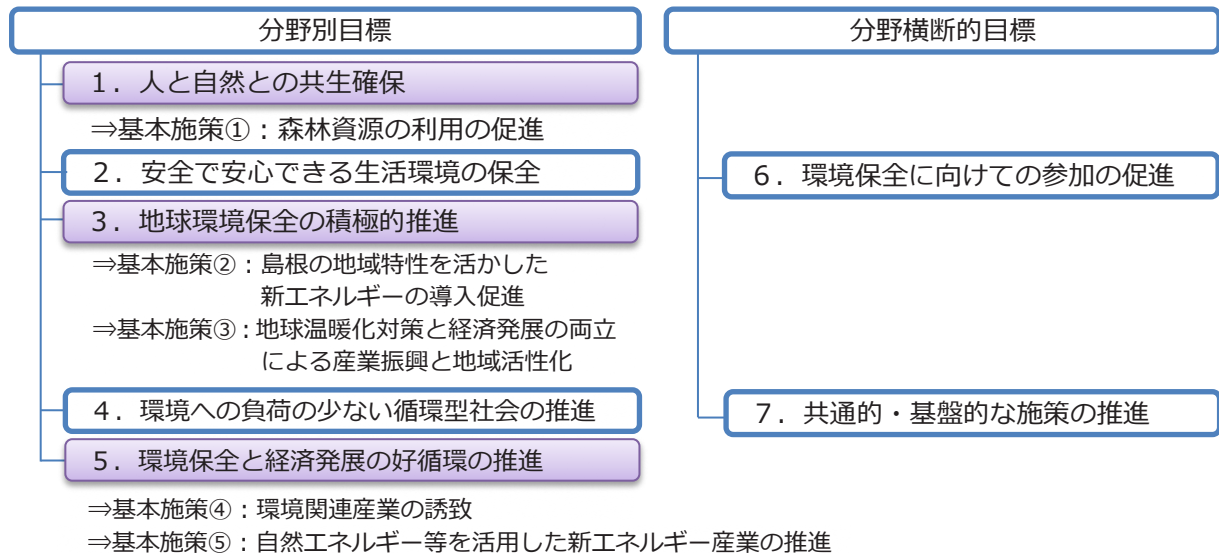
① 第四次環境基本計画（環境省：2012（平成24）年4月閣議決定）



9つの優先的に取り組む重点分野

② 第2期島根県環境基本計画（島根県：2011（平成23）年3月策定）

豊かな環境を守り、はぐぐみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして



2) 雲南市の環境

2-1 生活環境

(1) 大気

- 雲南合庁で測定した環境基準達成状況によると、微小粒子状物質 (PM2.5) の短期的評価¹⁷は、2014 (平成 26) 年度は未達成でしたが、2015 (平成 27) 年度は短期的¹⁸・長期的評価¹⁸ともに達成されています。また、光化学オキシダントはいずれの年度も未達成となっています。
- 本市に最寄りの測定局である出雲保健所で測定した環境基準達成状況によると、二酸化硫黄及び二酸化窒素は短期的¹⁸・長期的評価¹⁹ともに、いずれの年度も環境基準が達成されています。
- 浮遊粒子状物質の短期的評価¹⁸は、2006 (平成 18) ~2009 (平成 21) 年度、2011 (平成 23) 年度で未達成となっていますが、2012 (平成 24) 年度以降は短期的¹⁸・長期的評価¹⁹ともに達成されています。
- 光化学オキシダントの環境基準については未達成の状況にあります。
- 計測は島根県環境生活部環境政策課が実施しています。

■ 環境基準達成状況 (調査地点：雲南合庁)

年度	微小粒子状物質 (PM2.5)			光化学オキシダント		
	短期的評価	長期的評価	(参考) 年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	昼間の1時間の年平均値	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準達成状況
2014(H26)	×	○	14.1	0.034	0.102	×
2015(H27)	○	○	11.7	0.048	0.112	×

■ (参考) 環境基準達成状況 (調査地点：出雲保健所)

年度	二酸化硫黄			浮遊粒子状物質			二酸化窒素			光化学オキシダント		
	短期的評価	長期的評価	(参考) 年平均値 (ppm)	短期的評価	長期的評価	(参考) 年平均値 (ppm)	短期的評価	長期的評価	(参考) 年平均値 (ppm)	昼間1時間の年平均値 (ppm)	昼間1時間値の最高値 (ppm)	環境基準達成状況
2006(H18)	○	○	0.001	×	○	0.025	○	○	0.005	0.033	0.091	×
2007(H19)	○	○	0.001	×	○	0.025	○	○	0.005	0.036	0.112	×
2008(H20)	○	○	0.001	×	○	0.019	○	○	0.005	0.034	0.113	×
2009(H21)	○	○	0.001	×	○	0.019	○	○	0.005	0.036	0.096	×
2010(H22)	○	○	0.001	○	○	0.015	○	○	0.004	0.037	0.091	×
2011(H23)	○	○	0.001	×	○	0.014	○	○	0.003	0.037	0.106	×
2012(H24)	○	○	0.001	○	○	0.016	○	○	0.004	0.039	0.095	×
2013(H25)	○	○	0.001	○	○	0.017	○	○	0.003	0.039	0.114	×
2014(H26)	※平成26年度以降、記載なし			○	○	0.014	○	○	0.003	0.040	0.097	×
2015(H27)				○	○	0.013	○	○	0.003	0.050	0.115	×

出典：「平成 26 年度大気汚染測定結果報告書」(島根県環境生活部)

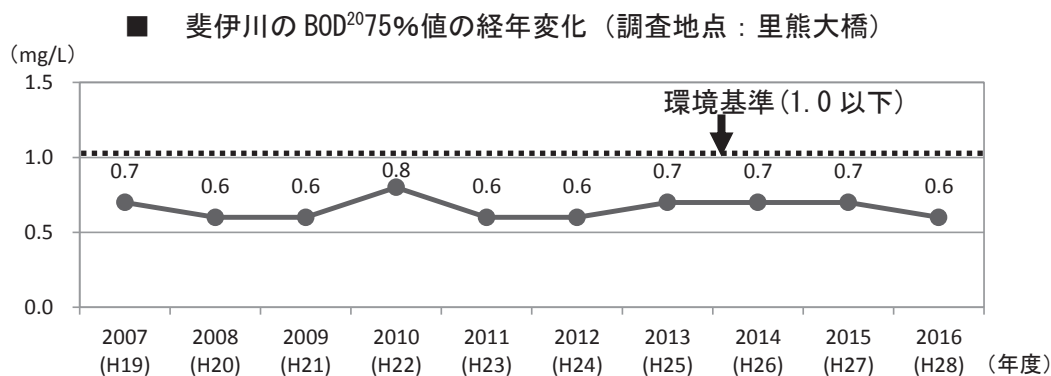
¹⁷ 短期的評価：連続して、または随時に行った測定について、1時間値及び1時間値の日平均値がある基準以下であれば環境基準達成となるが、どちらか一方がある基準を超えれば環境基準未達成となる。

¹⁸ 長期的評価：二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は年間にわたる日平均値の2%除外値を、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の98%値を用いて評価を行う。

(2) 水質

①河川の状況

- 生活排水等の影響による水質汚濁がみられますが、近年の水質は改善傾向にあり、斐伊川（河川 AA 類型指定）では、汚濁の指標となる BOD¹⁹が 2007（平成 19）年度以降環境基準を達成しています。
- 計測は島根県環境生活部環境政策課が実施しています。



出典：「平成 27 年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（島根県）

②上水道・下水道の状況

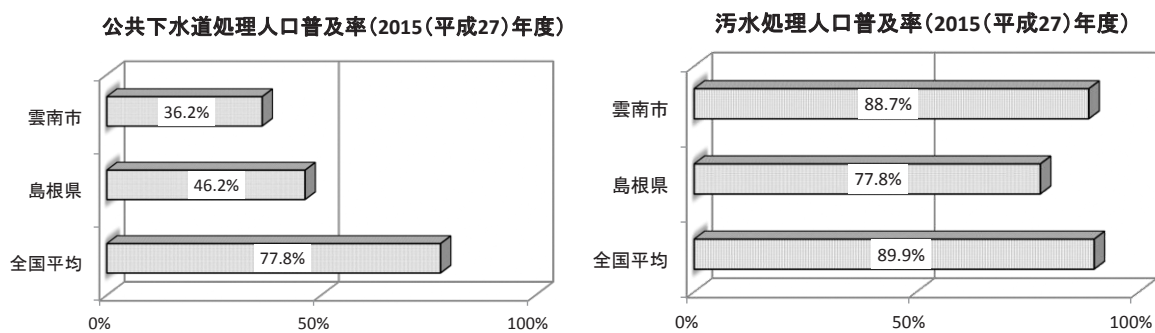
- 本市の水道普及率は、2016（平成 28）年度で 94.5%となっています。
- 本市の 2015（平成 27）年度における公共下水道処理人口普及率²⁰は、島根県及び全国平均を下回っていますが、汚水処理人口普及率²¹は、全国平均にわずかに届かないものの、島根県平均は上回っている状況にあります。

■ 水道普及率（2016（平成 28）年度）

行政区 域内総 人口 (人)	合計			上水道			簡易水道			専用水道 (自己水源のみによるもの)			普及率 (%)
	箇所数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	
38,074	27	41,992	35,963	7	32,700	29,428	20	9,292	6,535	—	—	—	94.5

出典：雲南市上下水道部総務課資料

■ 公共下水道処理人口普及率²¹及び汚水処理人口普及率²²



出典：国土交通省、島根県

¹⁹ BOD：Biochemical oxygen demand の略で、生物化学的酸素消費量とも呼ばれるもっとも一般的な水質指標の一つ。値が大きいほど、水質が悪いと言える。

²⁰ 公共下水道処理人口普及率：公共下水道処理人口／行政人口×100

²¹ 汚水処理人口普及率：汚水処理人口／行政人口×100

- し尿は、雲南広域連合の雲南クリーンセンターにより処理しています。
- 市では2007（平成19）年度に「雲南市水道ビジョン」（2017（平成29）年度改訂）を策定し、今後の事業計画を立てています。2004（平成16）年度に「生活排水処理基本計画」（2014（平成26）年度改訂）を策定し、市民の生活排水への意識啓発や公共下水道等の整備を推進しています。
- 2013（平成25）年度から国土交通省の下水道・汚水処理施設共同整備事業（MICS）によって施設整備を進めてきた汚泥共同処理施設「雲南クリーンセンター」が、2017（平成29）年8月に完成しました。雲南市、奥出雲町、飯南町で構成される雲南広域連合の区域を対象に、下水汚泥のほか、し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥の一体的な処理が進められています。

(3) 騒音・振動

- 本市での騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づき、2013（平成25）年に下表のように地域の類型を当てはめる地域が定められ、木次町は（A,B,C）、大東町、加茂町及び三刀屋町は（B,C）の類型指定が行われています。なお、騒音規制地域の指定はありません。

■ 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	当てはめる地域
A	第一種低層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成25年2月1日 雲南市告示第10号

- 市内で最も交通量の多い国道54号の自動車騒音は、加茂町東谷で昼夜とも環境基準をわずかに超過していますが、要請限度は満たしています。

■ 自動車騒音定測結果（2016（平成28）年度）

単位：dB

路線名	地点名	時間帯	等価騒音レベルの平均値	環境基準	要請限度
国道54号	雲南市加茂町東谷	昼	71	70	75
		夜	66	65	70

出典：雲南市市民環境部環境政策課資料（雲南市）

(4) 悪臭

- 悪臭については、2007（平成19）～2008（平成20）年度に4～5件の苦情がありましたが、以降、0～2件程度で推移しています（後掲）。

(5) ダイオキシン類

- 島根県内の一般環境（大気、水質、底質、地下水、土壌）における調査では、いずれも環境基準を下回っています。

■ 環境中のダイオキシン類常時監視結果（地点：島根県内）

調査対象	区分	測定地点数	単位	測定結果				
				環境基準超過地点数	最小値	最大値	平均値	環境基準
大気	-	7	pg-TEQ/m ³	0	0.0079	0.013	0.0093	0.6
水質	河川	2	pg-TEQ/L	0	0.068	0.12	0.094	1
	湖沼	1	pg-TEQ/L	0	0.045	0.045	0.045	
底質	河川	2	pg-TEQ/g	0	0.21	5	2.6	150
	湖沼	1	pg-TEQ/g	0	0.35	0.35	0.4	
地下水	-	7	pg-TEQ/L	0	0.044	0.54	0.048	1
土壌	-	8	pg-TEQ/g	0	0.0054	0.24	0.35	1,000

出典：「平成27年版 環境白書」（平成27年、島根県）

(6) 公害苦情

- 本市における公害苦情は、2014（平成 26）年度以前は 40～50 件程度と多かったですが、2015（平成 27）年度以降は 20 件台に減少しています。

■ 公害苦情件数の推移

区分	年度	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
大気汚染		11	5	4	3	4	4	4	3	2	7
水質汚濁		1	5	-	1	1	4	3	2	2	-
土壌汚染		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
騒音		-	-	-	-	2	1	2	3	-	-
振動		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地盤沈下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪臭		4	5	-	-	2	1	2	1	-	-
その他		38	29	33	48	30	31	39	31	19	17
合計		54	44	37	56	39	41	50	40	23	24

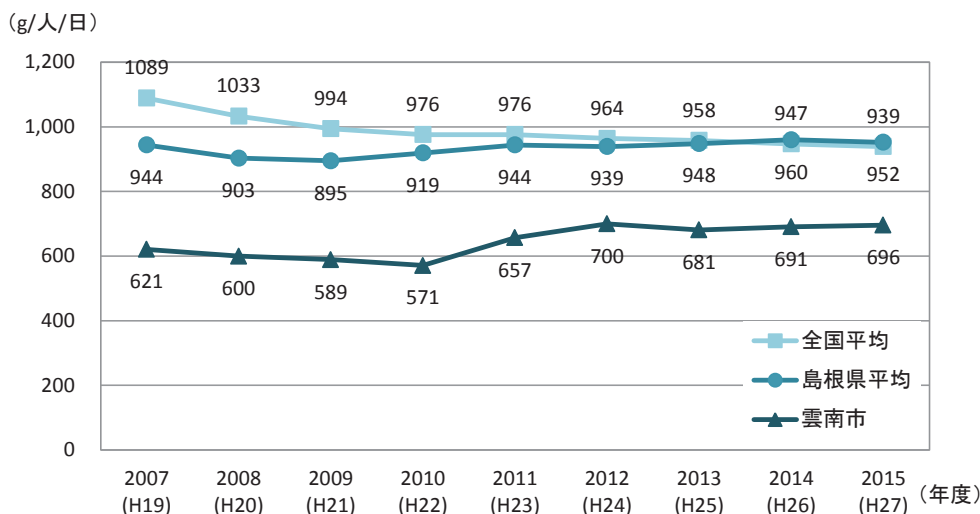
出典：「平成 26 年版 島根県統計書」（島根県）
平成 2015～2016 年度は雲南市データ

(7) 廃棄物

- 本市では 2007（平成 19）～2021（平成 33）年度までを計画期間とした「雲南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（2013（平成 25）年 3 月改訂）を定めています。
- 現在のごみ処理は、雲南市、飯南町が連携して「雲南市・飯南町事務組合」を組織化し、同組合が事業主体となって、両市町全体をカバーしています。
- 可燃ごみは、雲南市内 6 町のうち「旧加茂町外三町清掃組合」の構成エリアである大東町・加茂町・木次町・三刀屋町の 4 町分を、本市加茂町の「雲南エネルギーセンター」において固形燃料化（RDF）⁵し、熱利用に充てています。「旧飯石郡町村事務組合」の構成エリアである吉田町・掛合町の 2 町分においては、飯南町全体のごみとともに「いいしクリーンセンター」内の「可燃物中継施設」に一旦集めたのち、さらに出雲市の「出雲エネルギーセンター」へ運び込んで、処理委託を行っています。
- 2021（平成 33）年度末で「出雲エネルギーセンター」が廃止されることにともない、2022（平成 34）年度からは、雲南市と飯南町のすべてのごみを「雲南エネルギーセンター」に集約し、一元処理する予定となっています。
- 資源ごみ（スチール缶・アルミ缶・びん類）と不燃ごみ（金属類、陶器・ガラス・プラスチック類）は、上記の市内 4 町は、本市木次町にある「リサイクルプラザ」で、また、市内の他の 2 町は「いいしクリーンセンター」で処理しています。
- 最終的に残った不燃物は、各処分構成エリア別に「リサイクルプラザ」「いいしクリーンセンター」それぞれの最終処分場及び本市加茂町の「加茂廃棄物処理場」で埋立処分しています。なお、これら 3 箇所の最終処分場についても、今後 10 年を目途に満杯が予測されることから、2016（平成 28）～2017（平成 29）年度において「雲南市・飯南町事務組合」において、次期施設整備計画案が策定される予定となっています。
- 自治会と市が連携し、古紙回収等のリサイクルや分別徹底等に取り組んでいます。市では、ごみ集積施設整備費の補助、分別学習会や広報・チラシによる啓発を実施しています。

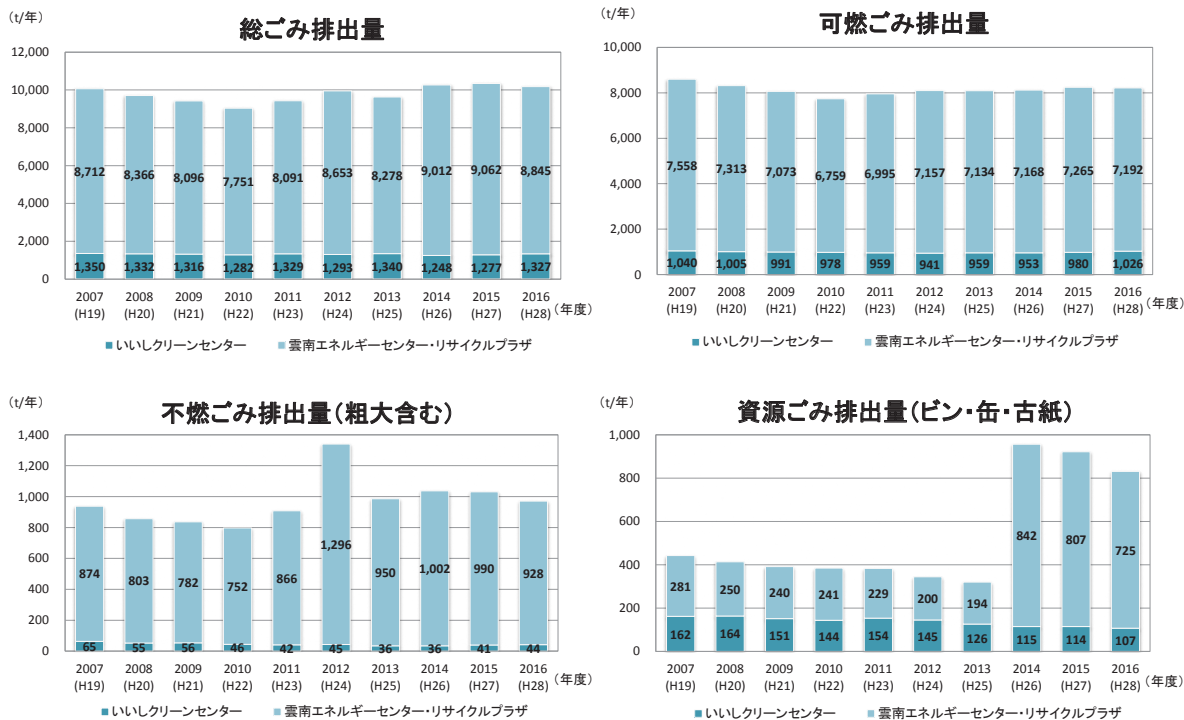
- 2007（平成 19）～2016（平成 28）年までの総ごみ排出量は横ばい傾向です。しかし、一人 1 日あたりのごみ排出量は、全国平均や島根県平均に比べて少ないものの、近年増加傾向にあります。

■ 一人 1 日あたりのごみ排出量の推移



出典：雲南エネルギーセンター・リサイクルプラザ、いいしくりんセンター資料、環境省資料、島根県資料

■ 年間ごみ排出量の推移



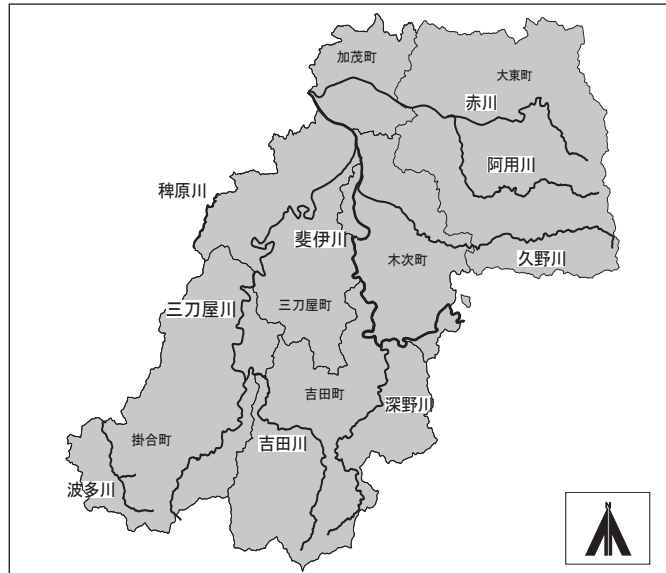
出典：雲南エネルギーセンター・リサイクルプラザ、いいしくりんセンター資料

2-2 自然環境

(1) 動植物

- 2016（平成28）年の秋冬には飛来が目撃されていたコウノトリは、翌年4月に大東町内でヒナが誕生しました。安全のために一時保護されていたヒナ4羽は無事成長し、同年7月に生を受けた本市大東の地から元気よく自然界に放鳥されました。このように本市は“コウノトリに選ばれる”自然環境を有しており、中国地方中山間部に典型的にみられる動植物が豊富に生息・生育しているほか、様々な貴重な野生動植物が確認されています。
- 本市が位置する県東部で確認されている絶滅危惧種¹²は、哺乳類ではツキノワグマ、ヤマネ、ニホンモモンガ等、鳥類ではオオヨシゴイ、ハヤブサ、クロツラヘラサギ、カリガネ等、淡水魚では、ゴギ、アカヒレタビラ、カジカ等、昆虫類ではコオイムシ、アサカミキリ、タガメ等、植物ではウスバサイシン、ヒメシャガ、アンペライ等があります。
- 有害鳥獣による農作物被害は市内全域で発生（2016（平成28）年度 被害面積：2,768a、被害額：9,391千円）しており、中でもイノシシによる水稲への被害が最も多くなっています。対策として、雲南市猟友会の協力により、有害鳥獣駆除班を編成し、市から捕獲奨励金を交付することで駆除を推進しています。また、防除対策については、市の単独事業により電気牧柵、ワイヤーメッシュ等の資材購入に補助を行っています。

■ 河川分布図



■ 有害鳥獣駆除の実績（頭数）

年度 町	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
大東	363	464	400	356	684	895	563	879	1,012	862	966	964
加茂	3	20	36	50	44	80	78	166	133	95	71	119
木次	246	158	141	113	129	306	194	307	375	301	282	502
三刀屋	117	192	143	138	186	357	221	306	417	442	390	490
吉田	82	110	63	102	57	167	27	47	99	84	63	156
掛合	91	105	49	114	58	175	55	147	190	175	154	295
合計	902	1,049	832	873	1,158	1,980	1,138	1,852	2,226	1,959	1,926	2,526

出典：雲南市農林振興部林業畜産課資料

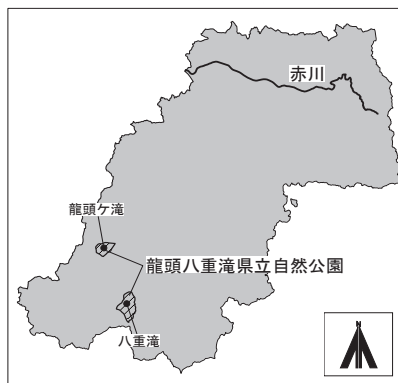
(2) 生態系

- 掛合町内に位置する龍頭八重滝県立自然公園は、龍頭ヶ滝とその一帯の山城及び八重滝とその一帯の山城の2つの団地からなり、これらの滝はともに「日本の滝百選」に選ばれています。
- 斐伊川の支流の赤川流域はゲンジボタルの名所です。市民有志で結成された「赤川ほたる保存

会」により保護・増殖活動が続けられ、また、市でもホタルの保護・増殖を図るべく「雲南市はたる保護条例」を制定し、ホタルの里づくりを進めています。2017（平成29）年4月には取組みが評価され、環境大臣表彰を受賞しました。

- 国土交通省出雲河川事務所では、「斐伊川水系 生態系ネットワークの取組み」として、5つの大型水鳥類が生息できる日本で唯一の地域づくりをめざしています。この取組みは、大型水鳥類を指標とした自然環境の保全・再生と地域経済の活性化が両立した生態系ネットワークの形成をめざすもので、コウノトリやハクチョウ類などの大型水鳥類が飛来する本市もこの取組みに賛同し、今後も連携を図っていきます。

■ 龍頭八重滝県立自然公園と赤川



この取組みは、大型水鳥類を指標とした自然環境の保全・再生と地域経済の活性化が両立した生態系ネットワークの形成をめざすもので、コウノトリやハクチョウ類などの大型水鳥類が飛来する本市もこの取組みに賛同し、今後も連携を図っていきます。

(3) 水辺

- 本市には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川・深野川等、それらの支流である阿用川・吉田川等が流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川・波多川等、多くの大小河川が流れています。
- 龍頭ヶ滝は、国道54号の西側、滝谷川に架かる高さ40mの滝で、周囲はうっそうとした杉並木やウラジログシを主体とする広葉樹林で覆われています。清流にはヤマメ、オイカワ（ハヤ）等とともに、国の特別天然記念物のオオサンショウウオも生息しており、豊かな生態系が保たれています。
- 八重滝は、龍頭ヶ滝の南約10kmの地点にあり、約1.5kmにわたる溪流の地域内に8つの滝が連続し、豊かな自然林と一体となっています。
- 地域自主組織や自治会等により、草刈り・清掃や水辺の学習会等が実施されています。
- 斐伊川は、国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」に登録され、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な整備が行われています。
- 国土交通省、文部科学省、環境省が連携し、市民団体、教育関係者、河川管理者が一体となって身近な水辺での子どもたちの自然体験活動推進を目的とする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」が進められています。
- 宍道湖水質汚濁防止対策協議会では、「みんなで調べる宍道湖流入河川調査事業」として、宍道湖沿岸の小中学生が流入河川の調査を年5回実施し、各校がその成果を発表しており、本市では3校が参加し、水環境に関する学習を進めています。

(4) 森林

- 本市の森林面積は、2011（平成23）年には43,799haでしたが、2015（平成27）年では43,541haとなり、わずかに減少しています。面積の内訳は、天然林20,806ha（48%）、人工林20,415ha（47%）、無立木地等2,300ha（5%）となっています。
- 特用林産物²²の生産量は、生しいたけが95.2tと最も多く、次いでたけのこが13.7tとなっています。
- 本市は広大な林野面積を持ち、豊富な森林資源を有していますが、木材価格の低迷等から林業生産活動は停滞しており、手入れのされていない森林の増加が懸念されています。
- 森林に放置された林地残材を活用する受け皿として、市内の温浴施設や福祉施設、雲南市新

²² 特用林産物：森林から生産される林産物のうち、木材を除いたもの。

庁舎等に木質チップボイラーを導入し、木質チップを供給する「森林バイオマスエネルギー事業」を進めています。木質チップを供給する事業者として、2012（平成24）年5月に（株）田部をはじめ、森林組合等の事業者からなる「合同会社グリーンパワーうんなん」が設立されました。これにより、雲南市としてはじめて森林資源を活用する「循環型林業」の推進母体が誕生しました。

- 近年では、山林に生息する動物が人間の居住区に侵入したり、農作物を食い荒らしたりする被害が多くなっています。このため、本市では2005（平成17）年に「雲南市有害鳥獣駆除実施要領」を定め、対策を強化しています。

2-3 快適環境

(1) 環境美化

- 県道沿線や山林河川へのごみの不法投棄が散見されます。
- 6月の環境月間には、市内各地の自治会やグループが、道路や河川周辺の草刈りや、空き缶回収作業を行っています。
- 島根県道路愛護ボランティア制度「ハートフルロードしまね」により、本市内において道路の清掃、草刈り等が取り組まれています。
- 掛合・三刀屋地域では、市民団体が「ボランティア・ロード」（国土交通省）に参加し、国道54号を中心に清掃や除草・花の管理・環境整備に取り組んでいます。
- 市では「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」を制定し、ごみのポイ捨て禁止啓発や不法投棄パトロール等、自治会等と連携を図り、環境美化に取り組んでいます。
- 雲南市の出前講座としてごみ分別の学習会を実施する等、市民の意識啓発を図っています。

(2) 身近な緑

- 本市には、かみくの桃源郷（大東町）や雲南市健康の森（木次町）、明石緑が丘公園（三刀屋町）、吉田グリーンシャワーの森（吉田町）等の緑を身近に感じられるキャンプ場や展望施設が整備され、幅広い世代に親しまれています。
- 島根県「みんなで作る身近な自然観察路」の選定観察路として、本市では、木次のさくらトンネル、三刀屋の桜並木、かみくの桃源郷長谷川自然観察路、吉田公園自然観察路があります。また、中国自然歩道として、「荒神谷・加茂岩倉モデルコース」、「木次・三刀屋周遊モデルコース」が整備されています。
- 毎年春には「雲南市桜まつり」が開催されます。斐伊川堤防桜並木は「日本さくら名所100選」に認定された中国地方随一の桜の名所です。JR木次駅前から約2kmにわたって、約800本の桜並木が続きます。また、国道54号沿いの三刀屋川の河畔も桜の名所です。約2kmにわたり約2,000本の桜が咲き誇ります。その中には黄緑色の桜「御衣黄」もあります。桜並木は、地元の活動団体により年2回の清掃と草刈りが実施されています。また、桜管理の専門職「さくら守」を配置して、樹齢80年以上になる桜の老木の保護や新たな苗の育成を行い、桜のまちづくりを進めています。

(3) 景観

- 大東町にある山王寺の棚田は「日本の棚田百選」に認定されており、貴重な景観資源となっています。

参考

自然環境及び快適環境に関わる雲南市内の百選（100選）

項目	名称	所在地	選定年	選定機関
日本の棚田百選	山王寺の棚田	大東町	1999(平成11)年	農林水産省
ため池百選	うしおの沢池	大東町	2010(平成22)年	農林水産省
日本さくら名所100選	斐伊川堤防桜並木	木次町	1990(平成2)年	日本さくらの会
日本の滝100選	龍頭八重滝	掛合町	1990(平成2)年	環境庁(現環境省)、林野庁、日本の滝選定会

- 大東町では土地区画整理事業等により、公園や住宅等を一体的に整備しています。また、木次町・三刀屋町では、中心市街地活性化基本計画に基づき、三刀屋木次インターチェンジ周辺において、商業集積地や街路の整備が行われています。これらの整備地区では、市街地、農村住宅地としてまとまった景観が形成されつつあります。
- 大東町内では「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、「須賀神話の里ふれあい景観づくり協定」、「100人の愛情で自然と調和した景観を育てる協定」等、7つの景観形成住民協定を締結しています。
- 少子高齢化や都市部への人口流出等により、市内の空き家は増加しています。2016(平成28)年には「雲南市空家等対策基本計画」を策定し、市内全域を対象とした危険家屋等の調査により実態を把握し、対策を検討しています。

■ 本市の身近な自然環境と緑の景観等



2-4 地球環境

(1) 地球温暖化

- 本市では「地球温暖化対策推進法」に基づき、「第2期雲南市地球温暖化対策実行計画⁶」を策定しており、2013（平成25）年度から2018（平成30）年度までの6年間を計画期間として定めています。
- 本市では「夏季クールビズ」、「冬季省エネ対策」等、省エネルギー対策を実施しています。
- 市民や事業者に対しては、「雲南市太陽光発電導入促進事業補助金」により、太陽光発電設備の普及を推進し、環境負荷低減を図っています。
- 2012（平成24）年にレジ袋削減推進協議会が発足し、レジ袋の有料化がスタートしました。現在、5事業所8店舗にてレジ袋削減の取組みが進められています。

(2) 資源・エネルギー

- 本市のリサイクル率²³は2015（平成27）年度で51.8%であり、県平均が20～26%程度で推移しているのに比べ非常に高い割合です。これは、雲南エネルギーセンターに集まる可燃ごみを固形燃料（RDF）⁵化していることが大きく、その一部を自家消費するとともに、公共施設の冷暖房用燃料として利用し、残りは民間企業において有効利用されています。
- 吉田町では、「炭蓄電器¹⁰」の実証・活用が進められています。松江工業高等専門学校や島根県産業技術センター等により開発された「炭蓄電器¹⁰」は、電気エネルギーを竹炭で作った蓄電器¹⁰に貯める装置で、街路灯や電気柵などに活用されています。豊かな森林資源を有する同町内で実証・活用することで、中山間地域における資源の有効活用と新たなエネルギーのあり方を見直す機会として注目されています。
- 近年、ごみ発電が大きな注目を浴びています。先進地であるヨーロッパでは、3R等の取組みを通じて社会全体で廃棄物の排出量の削減に取り組みながら、それでも発生した可燃性廃棄物を燃やして発電する取組みがさかんに行われており、中には国内の可燃性廃棄物の80%近くを発電に利用している国もあります。日本でのごみ発電での可燃性廃棄物の利用は30%にも満たない状況であり、これからの取組みが期待されます。本市では、早くからごみ固形燃料（RDF）⁵に加工する取組みが行われ、全国でもトップクラスの高いリサイクル率²⁴を実現しています。その一方で、施設設置から相当の年月が経過してきており老朽化が顕著なことから、今後は既存施設の延命化を図るとともに、次期ごみ処理システムについて検討していく必要があります。



電気二重層キャパシタTANDENは、電解液中のイオンの化学反応を利用する二次電池に比較すると、エネルギー密度は小さいが急速充放電が可能であり、充放電による劣化が少ない特徴があります。これに制御回路を付加して太陽光や小水力など自然エネルギーから得られる電気を充電し、屋外LED照明やスマホ充電など様々な無電源エリアに活用できます。

- [特徴]
- ・曇り等発電電力が弱い時でも充電可
 - ・急速充放電特性に優れている
 - ・非引火性で、環境面に特に優れている
 - ・低温等、悪条件下でも性能低下が少ない
 - ・耐久性に優れている
 - ・主要原材料は島根県産である

（チラシ提供：里山照らし隊）

²³ リサイクル率：総資源化量／排出量×100

2-5 環境保全活動等

(1) 環境保全・啓発活動

- 「みーもの森づくり事業（森を保全する取組み、森を利用する取組み）」（2016（平成 28）年度）により、本市内で新規 5 団体、年度継続 5 団体が、森林や木材利用に関する取組みを行っています。
- 本市には桜並木、滝、ホテル等の特徴的な自然資源があり、大東町の「赤川ほたる保存会」等、市民による環境保全や水辺空間整備が行われています。
- 「島根県地球温暖化防止活動推進員（しまねエコライフサポーター）²⁴」として、「環境家計簿（エコライフチャレンジしまね）⁴」を利用した省エネルギー活動の普及に努めている人々や、マイバック運動、リサイクル運動など、積極的に環境保全活動を実践している個人・団体があります。
- 2000（平成 12）年 4 月に設立された「大東町の女性の集い」では、女性の地位向上や意識改革、女性としての豊かな感性と優しさを生かした明るく住みよいまちづくりを実現させようと、これまで様々な活動が実践されてきました。この取組みは、2016（平成 28）年に設立された「雲南市の女性の集い」に引き継がれ、今日に至っています（83 ページ参照）。

(2) 環境学習

- （公社）国土緑化推進機構が活動を支援する「緑の少年団」は緑を愛し、緑を守り・育てるという目的で、学習会や体験活動を実施しており、本市では 12 小中学校（2016（平成 28）年度）が活動しています。
- 大東町の山王寺棚田では「たんぼの学校」により田植え体験等を実施しています。
- 子どもたちの遊び場、ママ友の交流の場として、里山笑楽校が整備している「冒険の森てんば（大東町山王寺）」をフィールドとして、2016（平成 28）年度から森のようちえん「のびのび会りゅうのひげ」が活動しています。



たんぼの学校の様子（写真提供：山王寺本郷棚田実行委員会）

²⁴ 島根県地球温暖化防止活動推進員（しまねエコライフサポーター）：「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）第 23 条に規定された地球温暖化活動を推進する地域のリーダーとして位置付けられており、地域で市町村や島根県地球温暖化防止活動推進センター等と一緒に、地球温暖化の現状やその重要性について県民に普及啓発を行う。



意識アンケート結果（市民・事業者・地域自主組織対象）

1) 市民アンケート

1-1 調査概要

雲南市民 1,000 人を対象にアンケート調査を行い、409 人から回答をいただきました。

居住地別にみると、2010（平成 22）年国勢調査の結果とほぼ同じくらいでしたが、性別は国勢調査結果よりも女性の割合が高く、年代は国勢調査結果よりも 60 代の回答者が多くなっていました。

※アンケート結果の詳細は資料編を参照。

1-2 アンケート結果

■地球環境問題への関心

- 『黄砂や PM2.5 などの飛来（51.1%）』や『二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による気候変動（50.1%）』といった国際的な環境問題への関心が特に高く、約半数程度の関心を集めていました。
- 次いで『身近な自然（里山）の荒廃（37.9%）』や『外来種の移入（22.0%）』などの地域自然環境に関すること、『廃棄物の増加（20.8%）』への関心が高いことがわかりました。

■地球環境問題に対する考え方²⁵

- 最も賛同数が多かったのは『次世代を担う子どもが環境教育や環境学習に参加することは重要である（92.7%）』でした。
- 次いで『環境に配慮した製品やサービスを選ぶことは重要である（93.4%）』『大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることは重要である（89.8%）』『日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている（89.0%）』への賛同数が多く、環境配慮への意識の高さが現れていました。
- 一方で『環境保全の取組みを進めることは、経済の発展につながる（67.8%）』『地域の環境保全活動に取り組むことは地域コミュニティの活性化にもつながるので参加したい（66.5%）』への賛同者は比較的少なく、環境と経済の両立に関する普及啓発活動がより一層必要であることがわかりました。

■お住まいの地域の環境（市全体の住みやすさ）²⁶

- 多くの市民が『住みやすい（63.5%）』と回答していました。

■「現在の環境についての満足度」²⁷

- 『空気のきれいさ（86.8%）』『水のきれいさ（77.2%）』『周辺の静けさ（77.3%）』『緑とのふれあい（63.6%）』は現在の満足度が高く、将来的にも重要度が高いと感じられています。

²⁵ 文章中の数値は「大変そう思う」「ややそう思う」と回答した割合の合計

²⁶ 文章中の数値は「大変住みやすい」「やや住みやすい」と回答した割合の合計

²⁷ 文章中の数値は「満足」「やや満足」と回答した割合の合計

■「将来的に望む環境についての重要度」²⁸

- 『道路・街路の快適さ（81.9%）』『公園・レクリエーション施設の美しさ（73.9%）』『街並みの美しさ（70.9%）』は現在の満足度は低いですが、将来的には重要度が高いものとして考えられています。

■日ごろの環境に関する行動

- “すでに行っており、今後も引き続き行いたい”と回答したもののうち、回答割合が高かったものは、『ごみを地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする（91.0%）』『油や食べかすなどを排水口から流さない（85.1%）』『日常生活において節水に努める（80.4%）』『日常生活において節電等の省エネに努める（80.7%）』『運転の際には、不必要なアイドリングや空ぶかし、急発進はしない（78.2%）』でした。
- 一方で、“これまでに行ったことはないが、今後は行いたい”と回答したもののうち、回答割合が高かったのは、『体験型環境教育・環境学習に参加する（38.1%）』『講習会等で得た環境保全に関することを実践する（38.1%）』『環境に対して良いと思うことを知人や友人に広めたりする（38.1%）』で、現在の意識はそれほど高まっていないものの、今後は行いたいと思うという前向きな意見が多くありました。

■環境保全活動への参加

- 3人に1人くらいの市民が、『これまで環境保全活動に参加したことはないが、今後は参加したい』という前向きな考えを持っていますが、団体・グループ等に所属する意思はないことがわかります。²⁹
- 4人に1人くらいの市民が、これまで環境保全活動に参加したことがあり『美化』『リサイクル』『自然保護』などの活動をしています。³⁰ そのうち、団体・グループ等に所属している人は、自治会の婦人会や老人会などで活動しています。

■環境情報の入手経路

- 『テレビ・ラジオのニュース番組（73.3%）』『新聞・雑誌の記事（69.2%）』が特に多く、次いで、『自治体の広報誌やパンフレット（45.0%）』でした。

■地元の事業所・企業に望むこと

- 『商品の包装の簡素化（38.9%）』『環境にやさしい製品の製造（34.7%）』『使い捨てにならない長持ちする製品の製造・販売（32.0%）』など製造製品に関する要望が多く、『環境マネジメントシステム（ISO14001⁵、エコアクション 21）の導入（3.4%）』『環境に関する法令等に従った適切な事業所・企業活動（5.6%）』『環境対策・環境保全活動など事業所・企業が保有する情報の公開（6.4%）』など事業所・企業内部に関する要望はほとんどありませんでした。

■雲南市に望むこと

- 『学校教育における環境教育（46.7%）』『社会人に対する環境教育（35.5%）』『LED照明など省エネルギー設備導入への助成（27.9%）』などの環境教育や助成制度への要望が多く、『優

²⁸ 文章中の数値は「重要」「やや重要」と回答した割合の合計

²⁹ 『これまで環境保全活動に参加したことはないが、今後は参加したい。また、団体・グループ等にも所属したい（3.9%）』『これまで環境保全活動に参加したことはないが、今後は参加したい。しかし、団体・グループ等に所属したいとまでは思わない（30.1%）』

³⁰ 『参加したことがあり、団体・グループ等に所属している（8.8%）』『参加したことはあるが、団体・グループ等には所属していない（19.1%）』

良事業者の評価制度の設置 (3.4%)』『個人や団体の優良取組みへの表彰制度の設置 (3.4%)』『エコマークなど環境ラベルの普及 (6.6%)』などの認定制度や普及啓発に関する要望はほとんどありませんでした。

2) 事業者アンケート

2-1 調査概要

市内にある 200 の事業所・企業に調査票を配布し、約半数から回答がありました。

※アンケート結果の詳細は資料編を参照。

2-2 アンケート結果

■環境保全活動に必要なこと³¹

- 『省エネルギー設備（照明の LED 化、空調の高効率化など）や再生可能エネルギー（太陽光・水力・風力発電、木質燃料を使用したストーブやボイラーなど）を利用した設備の導入 (34.3%)』『環境に関する法令等に従った適切な事業所・企業活動 (32.3%)』『地域の環境保全活動への参加や支援 (27.3%)』の必要性を感じている事業所・企業が多く、市民が多く望む『商品の包装の簡素化 (24.2%)』『環境にやさしい製品の製造 (14.1%)』『使い捨てにならない長持ちする製品の製造・販売 (8.1%)』に比べて低くなっていました。
- 『環境対策・環境保全活動など事業所・企業が保有する情報の公開 (2.0%)』『環境マネジメントシステム (ISO14001⁵、エコアクション 21) の導入 (7.1%)』の必要性を感じている事業所・企業は少なく、概ね市民の要望と一致しています。

■施設における取組み

- 設備について、“実施している”と回答した割合の高いものは、『部屋の照明はゾーン毎に ON/OFF ができる (77.8%)』『空調機はゾーン毎に ON/OFF ができる (68.7%)』『省エネルギーラベルのついた省エネルギータイプの OA 機器（パソコン、コピー機など）を採用している (50.5%)』でした。
- “実施を検討している”と回答した割合の高いものは、『LED 照明を採用している (27.3%)』や『省エネルギー設備（機器）の導入を促進している (23.2%)』『トイレなどに人感センサー付きの照明器具を導入している (22.2%)』でした。
- 運用面について、“実施している”と回答した割合が高いものは、『昼休みに必要のない照明を消灯している (83.8%)』『春や秋には冷房の代わりに外気を取り入れるようにしている (72.7%)』『明るい窓際では消灯に心がけている (69.7%)』でした。
- “実施を検討している”と回答した割合が高いものは、『地球温暖化問題に関するセミナーや研究会などに参加している (28.3%)』『エネルギー管理体制を構築している (26.3%)』『省エネルギー診断を実施している (26.3%)』『省エネ目標を設定している (26.3%)』でした。

■自動車・輸送に関する取組み

- 設備について、およそ 4 分の 1 の事業所・企業が『低燃費車や低公害車を優先的に購入・使用』を実施しており (27.3%)、また同程度の事業所・企業で実施を検討しています (27.3%)。
- 運用面について、“実施している”と回答した割合の高いものは、『燃費向上のため、日常・

³¹ 文章中の数値は全て事業所・企業アンケートの回答割合

定期点検整備を指導・励行している（55.6%）』『エコドライブを指導・励行している（46.5%）』『停車時のアイドリングストップを指導・励行している（41.4%）』でした。

- “実施は難しい”と回答した割合の高いものは、『マイカー通勤の自粛呼びかけ（68.7%）』『多頻度・少量配送の見直し（28.3%）』『共同配送システム及び配送サイクルの効率化（26.3%）』でした。

■再生可能エネルギー・資源の有効活用に関する取組み

- 設備について、ほとんどの取組みで実施は難しいと考えている事業所・企業が約半数にのぼる中、“実施している”と回答した割合は、『クリーンエネルギー自動車の導入（17.2%）』『節水型機器の導入（12.1%）』『太陽光発電の導入（10.1%）』でした。
- 運用面について、“実施している”と回答した割合の高いものは、『紙の表裏（両面）を利用（69.7%）』『工場、店舗の廃棄物を分別（63.6%）』でした。

■環境に関する活動の実施状況

- 事業所や企業において環境活動を実施している割合は、全体の約4割を占めました。活動人数は30人以上で行うところが最も多く、また、活動場所は事業所や企業の内外を問わず、取組み回数も年に数回実施というところが多い結果となりました。

■今後実施したい環境活動

- 清掃活動に関する記述が最も多くみられました。その他には太陽光発電システムの導入、廃棄物の管理、省エネ設備の導入などがあげられます。
- 活動したいが実施が難しい場合の理由は、財源の不足が最も多く、補助金制度を求められています。

3) 地域自主組織アンケート

3-1 調査概要

市内に30ある組織の全てから回答がありました。

3-2 アンケート結果

■環境に関する活動状況

- ほとんどの組織が清掃などの『環境美化活動』を、半数程度の組織が川遊びやキャンプをすすめる『生物とふれあい活動』を実施しており、それぞれ20人以上の大勢で取り組んでいることがわかります。いずれの活動も年に一度～数回程度の頻度で行われています。
- 中には、アルミ缶を回収して換金しながら自治会活動経費としている組織もありました。

■今後実施したいこと（主な意見）

- 収集場所まで運べない高齢者世帯があるため、資源ごみの戸別回収をしたい。
- 省エネルギー活動や木質バイオマスに関する取組みをしたい。
- 環境学習を行いたい。
- 農村の自然環境の保全と回復に取り組みたい。

■自由意見

- 多かった意見として『高齢化の進行にともない、草刈りなどの環境美化活動の実施が困難になっている』があげられます。
- 特徴的な意見として『環境美化活動によりホテルが増え、蛍狩りの名所として PR してもよいと思う』があげられ、環境活動から経済発展を望む声がありました。

4) アンケート結果のまとめ

アンケート結果からわかったことをまとめると以下のようになります。

(1) 市民

設問	回答結果の概要
住んでいる地域の現在の環境についての満足度 [単一回答]	<ul style="list-style-type: none"> ・特に満足しているのは、『空気のきれいさ (86.8%)』『周辺の静けさ (77.3%)』『水のきれいさ (77.2%)』など。 ※ () は「満足」と「やや満足」の合計
住んでいる地域の将来に望む環境についての重要度 [単一回答]	<ul style="list-style-type: none"> ・満足度は低いが高重要度の高いものは、『道路・街路の快適さ (81.9%)』『公園・レクリエーション施設の美しさ (73.9%)』『街並みの美しさ (70.9%)』など。 ※ () は「重要」と「やや重要」の合計
雲南市の環境行政に望むこと [複数回答]	<ul style="list-style-type: none"> ・特に望むものは、『学校教育における環境教育 (46.7%)』『社会人に対する環境教育 (35.5%)』『LED 照明など省エネルギー設備導入への助成 (27.9%)』など。

(2) 事業所・企業

設問	回答結果の概要
施設における取組み状況 [単一回答]	<ul style="list-style-type: none"> ・設備面で特に取り組んでいるものは、『部屋の照明はゾーン毎に ON/OFF ができる (77.8%)』『空調機はゾーン毎に ON/OFF ができる (68.7%)』など。 ・運用面で特に取り組んでいるものは、『昼休みに必要のない照明を消灯している (83.9%)』『春や秋には冷房の代わりに外気を取り入れるようにしている (72.7%)』など。
自動車・輸送に関する取組み状況 [単一回答]	<ul style="list-style-type: none"> ・運用面で特に取り組んでいるものは、『燃費向上のため、日常・定期点検整備を指導・励行している (55.6%)』『エコドライブを指導・励行している (46.5%)』など。
再エネ・資源の有効活用に関する取組み状況 [単一回答]	<ul style="list-style-type: none"> ・設備面で特に取り組んでいるものは、『クリーンエネルギー自動車を導入している (17.2%)』『節水型機器を導入している (12.1%)』など。 ・運用面で特に取り組んでいるものは、『紙の裏表 (両面) を利用している (69.7%)』『工場、店舗の廃棄物を分別している (63.6%)』など。

(3) 地域自主組織

設問	回答結果の概要
環境に関する活動状況 [単一回答]	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどが『実施している (90.0%)』と回答。 ・20人以上の大勢で年に一度～数回程度の頻度で取り組むことが多い。
今後実施したいこと [自由意見]	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの戸別回収をしたい (高齢者世帯への対応)。 ・省エネルギー活動や木質バイオマスに関する取組みをしたい。 ・環境学習を行いたい。 ・農村の自然環境の保全と回復に取り組みたい。

3

環境の現況評価と課題、意識

生活環境、自然環境、快適環境、地球環境などの各分野の基礎調査と意識アンケート結果をもとに、総合的に雲南市の環境政策における現況評価と課題、市民の意識などをまとめると、次のような結果となりました。

1) 現況評価と課題、意識

1-1 生活環境

大気、水質、上水道・下水道、騒音・振動、悪臭、ダイオキシン類、公害苦情、廃棄物の各項目について、概ね環境基準値の達成状況などは良好と言えます。しかし、廃棄物については、近年、総ごみ排出量は横ばい傾向であるものの、一人1日あたりのごみ排出量は増加傾向にあります。

関連して、市民の意識は、「黄砂やPM2.5などの飛来」について関心が高いです。「空気のきれいさ」「水のきれいさ」「周辺の静けさ」「周辺の清潔さ」は7~8割程度の市民が満足しており、重要度も高いです。

1-2 自然環境

2016（平成28）年の秋冬にはコウノトリが飛来し、翌年の4月にはヒナが誕生したように、多様な動植物が生息・生育できる豊かな自然環境を有していると言えます。一方で、本市の面積の約8割が森林ですが、林業生産活動が停滞しており、引き続き、森林整備が課題となっています。

関連して、市民の意識は、身近な自然（里山）の荒廃について関心が高いです。

1-3 快適環境

市内各地の積極的な自治会やグループでは、道路や河川周辺の草刈り、空き缶回収等が率先して行われていますが、一方では、ごみのポイ捨てや犬や猫のふん害などが散見される事例も少なからず見受けられます。

また、「かみくの桃源郷（大東町）」や「雲南市健康の森（木次町）」など、豊かな緑を身近に感じられる公共の場所が数多く整備されています。

さらに、「雲南市桜まつり」などのように、美しい自然を活かしたイベント等を通じた、本市ならではの名所づくりもさかんです。

関連して、アンケート調査によると、「水や空気のきれいさ」「周辺の静かさ・清潔さ」「緑とのふれあい」等については、それぞれ8割前後の市民が満足している実態にありますが、「野鳥や昆虫との親しみ」「水や水辺とのふれあい」「野山などの自然観察」等に対する市民満足度は5割程度に留まっています。

1-4 地球環境

本市では「夏季クールビズ」や「冬季省エネ対策」等の省エネルギー対策を実施しています。市民や事業者に対しては、太陽光発電設備の普及促進に努めています。市民の取組みとして、吉田町内で未利用の森林資源を活用した「炭蓄電器¹⁰⁾」の実証・活用が進められています。

関連して、市民の意識として、「日常生活において節電等の省エネに努める」と回答したのは約8割となっています。事業者については、「昼休みに必要のない照明を消灯している」や「春や秋には冷房の代わりに外気を取り入れるようにしている」などの運用改善については、実施している割合が高いですが、「太陽光発電システムの導入」や「クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド車等）の導入」など設備導入については実施している割合は低くなっています。

1-5 環境保全活動

「みーもの森づくり事業」を活用した森林や木材利用に関する取組みや、「赤川ほたる保存会」の活動が環境大臣表彰を受賞するなど、自然環境を活かした取組みが行われています。また、「雲南市の女性の集い」を始めとしたゴミの分別やリサイクルの普及啓発も行われています。

関連して、市民の意識として約3割が「これまで環境保全活動に参加したことはないが、今後は参加したい」と回答しています。事業者では、約4割が「環境に関する活動を実施している」と回答しています。地域自主組織で今後実施したいこととして、「収集場所まで運べない高齢者世帯があるため、戸別回収をしたい」や「省エネルギー活動や木質バイオマスに関する取組みをしたい」「環境学習を行いたい」などの意見がありました。

参考

環境に関する地域自主組織の活動事例

■ 幡屋地区振興会（大東町幡屋）

幡屋地区振興会が近隣の障がい者支援センター「幡屋あおぞら」の屋根を借り、太陽光発電（15kW）をしています。代わりに、センターの駐車場として、振興会がセンターの駐車場を提供し、うまく融通しています。売電することにより得られる収益は、地域で活用されます（83ページ参照）。

■ 八日市地域づくりの会（木次町八日市）

リサイクル活動は市内の地域自主組織の中では最初の取組みで、毎月第2日曜日に実施しており、住民にも定着しています。集められたビンや缶、段ボールなどを業者に引き取ってもらい、年間7～8万円の収入に繋がっています。

■ 下熊谷ふれあい会（三刀屋町下熊谷）

八日市地域づくりの会と同様に、リサイクル活動をしています。また、環境美化活動として、登山道を整備するなど、地域の魅力向上、景観の向上に向けて取り組んでいます。

■ 躍動と安らぎの里づくり鍋山（三刀屋町鍋山）

草刈りやイノシシ等の駆除（狩猟免許保持者5人）、不法投棄を防止するパトロール、水辺づくりなど、様々な環境活動を精力的に行っています。

第 3 章 基本方針



1 環境像

本市のめざす環境像を次のように設定します。

環境像

基本目標

基本テーマ

<環境像>

ときを越え水と緑と人が育むエコシティ・雲南

ときを越え

- 出雲神話のふるさとであり、古墳や銅鐸、たたらなど多くの歴史遺産が存在する本市は、**ときを越え**て先人の歴史が息づいています。
- 第2次雲南市総合計画でうたう「笑顔あふれる地域の絆」や「世代がふれあう家族の暮らし」などの「五つの恵み」は、地域や世代の**ときを越え**、つながっていきます。
- 今を生きる私たちの責務として、このようなすばらしいふるさとの環境を、**ときを越え**て次世代に継承していかなくてはなりません。

水と緑

- 本市の最も特徴的な資源は、斐伊川とその流域に広がる豊かな森林—**水と緑**—です。
- **水と緑**は人との関わりの中で、ホテルや桜など新たな資源を生み出しています。
- 斐伊川流域の**水と緑**は豊かな大地と食を形成するとともに、潤いのある穏やかな地域のイメージを醸し出しています。

人が育む

- 環境への取組みは、地域での、日常生活の中での**一人ひとり**の行動が重要です。
 - 環境活動の主役は**市民**であり、今から、できることから始めることが重要です。
 - 保全・創造・共生等の環境への取組みを「**育む**」という言葉に象徴させています。
- エコシティは環境共生都市とも呼ばれ、身の回りから地球全体までの様々な環境に対して人々の活動が与える影響を排除・軽減したり、環境資源や自然の営みを生かすことにより、より良い環境を創出するなどして、快適でゆとりのある生活を持続的に送ることのできる都市のことです。エコシティを実現させるには、人々のライフスタイルと経済などの社会システムの変革が必要です。



基本目標

環境像

基本目標

基本テーマ

本市のめざす環境像を実現するため、次のような3つの基本目標を設定します。

<基本目標>

1. 安心・安全に暮らす
2. 自然と共に生きる
3. 環境から地域課題を解決する

安心・安全に暮らす

- 第2次雲南市環境基本計画では、「人が育む」一すなわち、市民が主役であることから、まず何より市民が安心・安全に暮らせることを基本目標とします。

自然と共に生きる

- 雲南市を取り巻く自然環境に焦点を当てたとき、その最大の特徴は「きれいな水と豊かな緑」であることから、自然環境の保全、自然との共生を基本目標のひとつに掲げます。

環境から地域課題を解決する

- 環境活動についての有名な言葉 “Think globally, act locally”（地球規模で考え、足元から取り組む）は、市民一人ひとりや地域での取組みからすべてが始まることを示唆しています。そのため、地域での環境活動は、地球規模での環境問題の解決にも繋がります。また、環境活動により、人口減少や少子高齢化など地域が抱える諸問題の解決にも繋げていく視点も必要です。

3

基本テーマ



「第 1 章 基本的事項」において計画策定の対象とした 5 つの環境について、基本目標と照らし合わせ、次のような基本テーマを設定します。基本テーマでは、市民一人ひとりの日常生活が重要と考え、「暮らし」をキーワードにテーマを設定しました。

＜基本テーマ＞

1. 環境をを考えて暮らす
2. 自然と共に暮らす
3. 心地良く暮らす
4. 地球に優しく暮らす
5. 暮らしから行動する

1. 安心・安全に暮らす

環境をを考えて暮らす

－生活環境の目標

- 私たちは外部環境に負荷をかけず、廃棄物の排出を抑えて環境にやさしい暮らしをします。

2. 自然と共に生きる

自然と共に暮らす

－自然環境の目標

- 私たちも自然を構成する一員として、水と緑とそこに棲む動植物を守り、共生します。

心地よく暮らす

－快適環境の目標

- 私たちはまちの環境美化に努め、美しく快適で、潤いのあるまちづくりをめざします。

3. 環境から地域課題を解決する

地球に優しく暮らす

－地球環境の目標

- 私たちは地球温暖化防止のため、足元から取り組むことでかけがえのない地球を守ります。

暮らしから行動する

－環境保全活動の目標

- 私たちは地域での環境活動に積極的に取り組み、環境学習を推進します。

第4章 取組み施策

1 施策の体系

環境像から取組み内容までの流れを体系的に表すと以下のとおりとなります。



取組み項目	取組み内容
1-1 水環境の保全	(1)生活排水対策(P.42)、(2)工場・農畜産業排水対策(P.42)、(3)排水処理施設の整備(P.43)、(4)河川環境の保全(P.43)
1-2 大気環境の保全	(1)自動車対策(P.44)、(2)工場対策(P.45)、(3)地域の大気環境の保全(P.45)
1-3 有害物質による汚染の防止	(1)ダイオキシン類対策(P.46)、(2)アスベスト対策(P.46)、(3)その他有害物質の対策(P.47)
1-4 廃棄物対策	(1)3R運動とごみ減量化の推進(P.49)、(2)廃棄物の適正処理の推進(P.52)、(3)不法投棄対策(P.52)、(4)災害廃棄物に関する市町村連携(P.53)
1-5 環境に配慮した暮らし	(1)食を通じた環境配慮(P.54)、(2)環境にやさしい消費活動の促進(P.56)
2-1 生きものの保全	(1)動植物・生態系の保全(P.57)、(2)外来生物対策(P.57)、(3)ホタルの保護・増殖(P.58)
2-2 自然環境の保全・活用	(1)森林の保全・再生(P.58)、(2)農地の保全・再生(P.59)、(3)水辺の整備・活用(P.61)
3-1 環境美化	(1)清掃活動の推進(P.62)、(2)ポイ捨て・ふん害の防止(P.63)
3-2 環境緑化	(1)緑化活動の推進(P.63)、(2)公園・緑地の整備(P.64)、(3)さくらのまちづくりの推進(P.64)
3-3 景観の保全・創造	(1)景観の保全・形成(P.65)、(2)空き家対策・景観計画の検討(P.66)
4-1 地球温暖化対策	(1)地球温暖化防止活動の推進(P.71)、(2)省資源・省エネルギーの推進(P.74)
重点PJ 4-2 再生可能エネルギーとエネルギーの地産地消	(1)太陽光発電の普及促進(P.75)、(2)木質バイオマス利用の促進(P.76)、(3)マイクロ水力発電の普及促進(P.77)、(4)廃棄物燃料の利用促進(P.78)、(5)風力発電について(P.78)
重点PJ 5-1 環境保全と社会・経済発展の好循環	(1)(仮称)雲南市環境基本条例の制定(P.79)、(2)環境資源を活用した社会・経済の発展(P.79)、(3)環境配慮型産業の振興(P.80)、(4)木質バイオマスエネルギー事業の拡大(P.81)、(5)エコツーリズムの推進(P.81)
重点PJ 5-2 環境保全活動と環境学習	(1)地域における環境活動の推進(P.86)、(2)子どもの環境学習の推進(P.87)、(3)環境学習の支援(P.87)、(4)協働の推進(P.88)、(5)環境イベントの充実(P.89)
5-3 環境情報	(1)環境情報の集積・発信(P.89)、(2)情報ネットワークの充実(P.90)



項目別施策

基本目標 安心・安全に暮らす

基本テーマ 1) 環境を考えて暮らす

1-1 水環境の保全

(1) 生活排水対策

2015（平成 27）年度末の島根県による汚水処理人口普及率²²調査では、雲南市の普及（整備）率は 88.7%と高く、県平均 77.8%(p.20 参照)を 10 ポイント以上上回っているほか、県下 8 市中では、松江市の 97.4%に次いで第 2 位となっています。これに対して、本市の下水道接続率は平成 28 年度末時点で 80.5%であり、生活排水が河川に与える影響を抑制するため、より一層の接続率向上に向けた接続推進策を行っていく必要があります（次頁の表参照）。

具体的施策

【市民の取組み】

- 食器洗いにアクリルたわしや廃油石けんを使用する。皿などに付いた油は布や紙で拭き取るなどして、できるだけ洗剤の使用を控える。
- 三角コーナー・排水かご・排水トラップ・微細目ストレーナーなどを使い、生ごみ残渣・廃食用油などを台所から流さない。
- 洗濯・入浴は効率よく行う。
- お風呂の残り湯を洗濯などに再利用する。

(2) 工場・農畜産業排水対策

本市内には小規模な施設も多いことから、法令に規定されない施設についても法令に準じた排水処理を行い、より良い水質での排水が望まれます。また、薬品・農薬・肥料などの使用・処分を適切・適正に行うことはもちろん、可能な限り使用量を控えることも水質の向上につながります。さらに、農畜産業の有機物を多く含んだ排水等を農地へ還元するなどの再利用や排水等の適正管理が望まれます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 農薬・肥料を適切に使用し、適正に処分する。
- 排水の再利用を検討する。

【事業者の取組み】

- 排水関連法令の順守を徹底する、あるいはそれに準じた処理を検討する。
- 薬品・肥料を適切に使用し、適正に処分する。
- 排水の再利用を検討する。

(3) 排水処理施設の整備

水質測定結果によると、近年、斐伊川の水質は向上していますが、改善の余地が十分にありません。

公共下水道などの集合処理施設が整備された地区では、市民・事業者は排水を接続する義務があります。また、単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽へ転換し、できるだけ水質を良くして排水することが望まれます。

<現況と目標値の設定>

成果指標	年	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)
	区分					
下水道整備率 (汚水処理人口普及率)	目標	88.7%	89.0%	89.3%	89.6%	89.9%
	実績	88.7%	89.0%	—	—	—
下水道接続率	目標	79.3%	80.6%	80.9%	81.2%	81.5%
	実績	80.3%	80.5%	—	—	—

出典：雲南市上下水道部下水道課資料

※ この表において下水道整備率とは、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラントによる汚水処理施設の整備率を言う。同じく下水道接続率とは、これら整備された施設への接続率を言う。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 公共下水道等の整備に伴って、各家庭の排水管を速やかに接続するよう努める。
- 個人設置型浄化槽を適切に維持・管理する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する。

【市の取組み】

- 公共下水道・農業集落排水などの施設を維持管理する。
- 市民・事業者の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。
- 雲南市汚水処理施設整備構想に基づき、下水道施設の統廃合・連携や啓発活動による接続率向上、未接続解消を推進する。

(4) 河川環境の保全

森は川のゆりかごとと言われるように、河川にとって森林は、水源かん養・水質浄化・降雨時の濁水や土砂崩れ防止など、流量・水質の安定に資する重要な機能を持っています。河川を守るためには荒廃した森林の保全を図る必要があります、不法投棄による水質等河川環境の汚染・悪化を防ぐ必要があります。

近年は排水処理施設の整備や河川保護活動の高まりにより、斐伊川の水質は比較的良好です。他の河川についても状況は良くなっていると推測されますが、定期的な調査は十分とは言えません。排水による水質影響は流量の少ない河川ほど受けやすいため、主要河川以外の河川についても水質を把握しておく必要があります。水質調査にあたっては、従来の測定項目だけでなく、水との触れ合い・利用・生態系などを考慮した水質調査方法もあり、このような新たな項目も取り入れ、行政・市民・事業者の協働により、定期的に広く実施していくことが望まれます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 森林保全活動に参加・協力する。
- 不法投棄をしない、させない。

【市の取組み】

- 河川保護の観点から森林保全施策を実施する。

- 不法投棄対策を充実させる。
- 水質調査による幅広い河川環境改善の検討。

1-2 大気環境の保全

(1) 自動車対策

中山間に位置する本市では、県下でも有数な工業立地地域があり、山陰と山陽を結ぶ松江自動車道、一般国道 54 号も通過することから、自動車を利用した人や物の流れがさかんです。また、中山間地域という地理的特性から、公共交通機関の利便性が十分でなく、市民の主要な交通手段は自家用利用が主体となっており、市民一人あたりの自動車を由来とする大気汚染物質の排出は少なくないと考えられます。現在の大気環境はおおむね良好ですが、中国横断自動車道などの交通網の整備や自動車保有台数の動向によっては、影響を受けることも考えられます。これらのことから、自家用車の使用を減らすため、公共交通機関の利便性の更なる向上と利用の促進を図るほか、環境に優しいとされる低燃費車やクリーンエネルギー車の導入を進めていく必要があります。特に行政は、それらを率先して導入することが望まれます。

とりわけ、地球温暖化対策の国際的な枠組みである 2015（平成 27）年の COP21 において、枠組条約加盟国間で「パリ協定」が採択されたのちは、世界の複数の国々や自動車メーカー各社において、石油由来の車両比率の抑制策や電動化車両の普及・支援の動きが始まるなど、自動車産業界で、地球の大気汚染抑制に向けた動きが加速化しています。

道路構造・交通の流れ・沿道の土地利用の検討なども環境対策として有効です。これらは国・県・市・周辺市町・警察・鉄道会社・バス会社などの関係機関が連携して行う必要があります。

<実績値>

■ 軽自動車税のグリーン化特例³²適用台数（課税状況）

車種区分	税率区分	課税額 (円/台)	登録台数(台/年度)	
			2016(H28) (台)	2017(H29) (台)
四輪・乗用・自家用	重課税率	12,900	1,210	1,468
	50%軽減税率	5,400	418	360
	25%軽減税率	8,100	516	384
四輪・貨物・営業	重課税率	4,500	16	15
	25%軽減税率	2,900	11	4
四輪・貨物・自家用	重課税率	6,000	1,979	2,127
	75%軽減税率	1,300	2	0
	25%軽減税率	3,800	31	36

出典：雲南市市民環境部税務課資料

具体的施策

【市民の取組み】

- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車の購入を検討する。
- エコドライブ（ゆっくり発進、エンジンプレーキの使用、少ない加減速、アイドリングストップ、エアコン控えめ、適切なタイヤ空気圧、積載量低減など）を実践する。
- 公共交通機関を利用する。

³² 軽自動車税のグリーン化特例：新車新規登録から 13 年を経過した一定の軽自動車はおおむね 20%が重課税される。また、2017（平成 29）年 4 月 1 日から 2019 年（平成 31）年 3 月 31 日に新車新規登録した軽自動車のうち、電気自動車や排ガス性能、燃費性能が高い軽自動車等について車種・性能別に 25%～75%の軽自動車税が軽減される制度（H28. 総務省）。

【事業者の取組み】

- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車の購入を検討する。
- 社員にエコドライブを啓発する。
- 交通関係事業者はその利便性向上を図る。
- 交通関係事業者は道路・交通対策に協力する。

【市の取組み】

- 公共交通機関の利便性を向上させる。
- 公用車に電気自動車・クリーンエネルギー自動車等の導入を図る。
- エコドライブを啓発する。
- 関係機関との連携による道路・交通対策を推進する。
- 沿道における大気・騒音・振動等の定期的な調査を検討する。

(2) 工場対策

県下有数の製造業が集積する本市には、大中小さまざまな工場が存在しています。また、企業団地や工業団地以外に立地する工場においては、民家と工場が混在しているところも多くみられます。また、今後は中国横断自動車道尾道松江線の整備に伴う工場進出も見込まれます。このため、各地の工場の稼働状況・大気汚染物質排出状況や騒音・振動・悪臭等の発生状況を把握するとともに、指導体制を充実させることが望まれます。特に、環境負荷の大きい工場や、工業団地などの工場集中地区、学校・病院等があり保全が必要である地区などについては、必要に応じて規制を検討するなど、工場周辺への環境影響を防止するよう適切に対処していく必要があります。

具体的施策

【事業者の取組み】

- 大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、周辺環境に配慮する。

【市の取組み】

- 工場から環境への影響が認められる場合、関係機関と連携し適切に対処する。

(3) 地域の大気環境の保全

近年のライフスタイルの多様化に伴い、公害苦情に対しては、原因の多様化・複雑化により細かい対応が必要となっており、行政の苦情に関する調査・指導体制の充実が望まれます。一方、市民・事業者は近隣に迷惑とならないようお互いに配慮することが重要です。特に最近は野焼き³³に対する苦情が増加しています。野焼き³⁴は法律により原則禁止となっており、市民・事業者に周知徹底する必要があります。ごみは法令に従い適正に処分すべきであり、また、刈り取った雑草なら環境に影響のない方法で土に還すなど、市民・事業者は野焼き³⁴をしない処分を徹底することが重要です。

全国的に見ても光化学オキシダントは環境基準を達成していない場合がほとんどであり、高濃度になった場合の迅速な対応が重要です。また微小粒子状物質（PM2.5）が、西日本を中心に高

³³ 野焼きは原則禁止であるが、いくつかは例外として認められている。しかし、以下の例に示すように、周囲の生活環境に支障がない軽微なものでなければならない。

- ・ 農林業または漁業を営むための作業に伴う燃焼
- ・ たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる燃焼であって、軽微なもの（キャンプファイヤー等）
- ・ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な燃焼（とんど焼き等）
- ・ 消火訓練に伴う燃焼及び災害の予防や応急対策などに必要な燃焼

濃度で観測されています。中国北京市を中心とする大気汚染の影響という見方がされています。国の注意喚起のための暫定的な指針が2013（平成25）年2月27日に示され、島根県でも高濃度が予想される場合は、注意喚起情報が発表されます。この場合は、迅速に市民へ周知する必要があります。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 近隣に迷惑とならないよう配慮する。
- 野焼き³⁴や基準外焼却炉による処理をやめ、ごみを適正に処分する。

【市の取組み】

- 公害苦情の相談・調査・指導体制を充実させる。
- 野焼き³⁴禁止を周知徹底する。
- 光化学オキシダント注意報・警報やPM2.5の注意喚起情報が発表された場合には、島根県と協力して市民に迅速に伝える。

1-3 有害物質による汚染の防止

有害物質については、古くはPCB、最近ではダイオキシン類・アスベスト・シックハウスなどが問題となっており、科学の進歩による新たな知見から、いろいろな物質の有害性が新たに判明してきました。有害物質には人工的に作られた化学物質もあれば、ダイオキシン類のように物を燃やすことで発生するもの、アスベストのように天然由来のものもあり、深刻な環境被害や人体への影響が指摘されています。いずれもそのままに放置してはおけないため、適正に管理・処分するとともに、使用量・発生量の抑制及び関連情報の周知が大変重要となります。

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類発生施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき厳重に監視・管理されており、今後もこれを維持・徹底していくことが重要です。ダイオキシン類は塩素を含む物質の比較的低温な燃焼により発生するため、基準に適合した能力を持つ炉で適切に焼却するとともに、焼却炉は適正に維持・管理する必要があります。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- ごみ分別を徹底する。
- 野焼き³⁴や基準外焼却炉による処理を自粛し、ごみを適正に処分する。

【市の取組み】

- 焼却施設の適正な維持・管理と運営の指導を徹底する。
- 野焼き³⁴禁止を周知徹底する。

(2) アスベスト対策

アスベストは、その繊維を吸引すると何十年も後に悪性中皮腫等の重篤な疾患を引き起こすと言われ、社会問題となりました。現在は、一部の適用除外を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されていますが、これまでに使用された建物・施設はいまだに多く現存していま

す。労働者が就業する建築物の壁等で引き続き使用され、損傷等によりアスベストの繊維が飛散する場合は、「石綿障害予防規則」により除去等の措置が義務付けられています。また、「建築基準法」により、増改築時における除去等が義務付けられています。

そのため、所有者・施工関係者は早急に調査を実施し、調査結果を公表するとともにアスベストの除去・封じ込めを迅速に行う必要があります。

具体的施策

【市民の取組み】

- 建物・施設の所有者はアスベスト使用の有無を確認する。
- 定められた処分方法を厳守する。
- アスベスト含有製品についての知識を取得する。

【事業者の取組み】

- 建物・施設の所有者及び施工関係者はアスベスト使用の有無を確認する。
- 法に基づき、定められた処分方法を厳守する。
- アスベスト含有製品についての知識を取得するとともに、情報を公表する。

【市の取組み】

- 市内の公共施設においては吹付剤を中心にアスベスト調査が行われており、対策工事も完了しているが、今後も、公共施設の増改築または廃止の際には再度調査を実施し、発見された場合は法に基づき適切に対処する。

(3) その他有害物質の対策

市民・事業者は、有害物質に関して定められた法令を遵守するとともに、必要に応じて調査の実施・依頼を行い、使用・管理には細心の注意を払う必要があります。また、農薬・薬品類の使用量を可能な限り少なくすることも大事です。行政は工場・事業所等の稼働状況・有害物質使用状況を把握するとともに、指導体制を充実させ、周辺への環境影響を防止するよう適切に対処していく必要があります。

具体的施策

【市民の取組み】

- 農薬等を適切に使用し、適正に処分する。
- 有害物質に関する知識を取得し、最新情報を入手する。
- 放射線に関し、正しい知識を取得する。

【事業者の取組み】

- 法令にしたがった有害物質の適正な管理・使用・処分を徹底する。
- 自主的な環境測定の実施を検討する。
- 有害物質に関する知識を取得し、最新情報を入手する。
- 有害物質使用量の削減を図る。
- 有害性の低いものへの転換を図る。

【市の取組み】

- 有害物質取扱い業者・施設の実態を把握し公表する。
- 有害物質調査結果を把握し公表する。
- 有害物質に関する最新の知見を入手し、情報発信する。
- 放射線に関する情報を提供する。
- 放射能汚染物質の処理業者・処理施設の実態を把握し、県や関係機関と連携して適正に処理を行う。

参考

高濃度 PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理について

PCB 廃棄物の適正な処理を計画的に推進するため、国は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を定めています。この計画において、島根県内で保管されている高濃度の PCB 廃棄物は、以下の期間までに処分することが義務付けられています。

■高濃度 PCB 廃棄物の処分期間

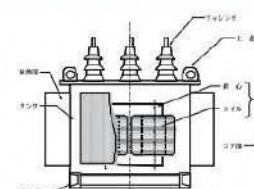
PCB 廃棄物の区分	処分期間
変圧器・コンデンサー等	平成 30 年 3 月 31 日まで
安定器・汚染物等	平成 33 年 3 月 31 日まで

※低濃度 PCB 廃棄物は平成 39 年 3 月 31 日までの処理が必要です。 出典：島根県 Web サイト

■PCB が使用された代表的な電気機器等

高圧変圧器

変圧器内は PCB とトリクロロベンゼンの混合液（重量比 3：2）で満たされています。例えば、50kVA の場合で約 115kg の PCB が入っています。



高圧変圧器の例

高圧コンデンサー

コンデンサー内は PCB で満たされています。例えば、100kVA の場合で約 35kg の PCB が入っています。



高圧コンデンサーの例

安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度の PCB 油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

出典：環境省、経済産業省「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品 及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」

1-4 廃棄物対策

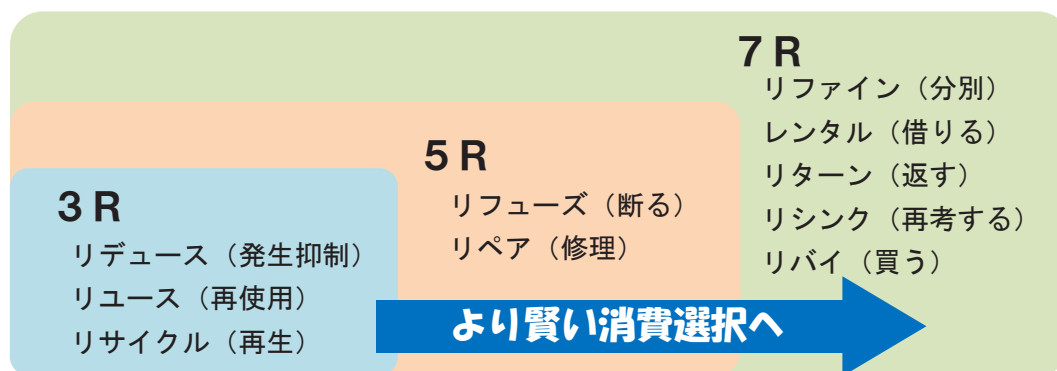
(1) 3R運動とごみ減量化の推進

リサイクルはリサイクルのための施設の建設・維持・管理、廃棄物等の分別処理、収集・運搬など大量のお金とエネルギーを必要とします。このため、まずはリサイクルよりも、リデュース（発生抑制）を最優先し、廃棄物を発生させないようにしなければなりません。そして、一度の使用で廃棄物にするのではなく、何度も利用してリユース（再使用）することでさらに廃棄物となるものの量を減らすことができます。リサイクルは、それでも出てきたごみを処理する最後の手段として認識しなければなりません。

近年では、「マイバック運動」のような、たとえばレジ袋などの、ごみとなるものの受け取りを断ることをリフューズ（拒否、断る）、「もったいない」のような、購入して古くなったのちも直せるものは直して使うことをリペア（修理）といい、これらを3Rに加えて5Rと呼ばれています。

このほか、廃棄するときには適切に分別をするリファイン（分別）、所有せずに借りるレンタル（借りる）、購入先に返せるものは使用後に返すリターン（戻す）、本当に必要なものかどうか考えるリシンク（再考する）、再生品を積極的購入して使用するリバイ（買う）といった考え方があり、これらを適宜加えて7Rとしているところもあります。

廃棄物対策の基本は3Rですが、これからは5Rや7Rの考え方も取り入れて、より賢い消費選択をしていくことが求められています。



※ 7Rは、決められたものではなく、5Rに足して組み合わせて考えていきます。

<実績値>

■ ごみ集積施設整備費補助金の交付件数の推移

年度 区分	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
件数	43	28	22	22	28	19	13	10	7	17	12	9
累計	—	71	93	115	143	162	175	185	192	209	221	230

※雲南市ごみ集積施設整備費補助金交付要綱に基づく補助実績

<現況と目標値の設定>

	年度 区分	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)
	一人1日あたり 排出量(g/人日)	目標	560	670	660	646	646
実績		691	696	705(見込)	—	—	—
年度 区分		2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)
目標		設定せず	設定せず	600	590	580	570
実績		600	589	571	657	700	681

	年度 区分	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)
	リサイクル率 ²⁴ (ごみの資源化率、RDF方式による固形燃料化分を含む)	目標	55.0	54.0	55.0	56.0	56.0
実績		54.3	51.8	53.6(見込)	—	—	—
年度 区分		2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)
目標		設定せず	設定せず	53.0	54.0	54.0	55.0
実績		52.9	53.1	53.9	55.1	48.4	51.9

出典：島根県環境生活部廃棄物対策課「一般廃棄物処理の現況」を参考に雲南市市民環境部環境政策課が作成

具体的施策

【市民の取組み】

- 3R運動を知り、より賢い消費選択を進め、できることから実践する。
- マイバック運動を実践する。
- もったいない運動を実践する（長く大事に使う、修理して使う）。
- 過剰包装を避け、簡易包装にする。
- 長持ちする製品・修理できる製品を買う。
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用する。
- 生ごみの堆肥化と製造した堆肥の農地・庭への利用を図る。
- 資源回収に協力する。
- ごみ分別を徹底する。
- 3010運動を実践する。食品は食べる分だけ作り、残さず食べるなど食品ロスを減らす。

【事業者の取組み】

- マイバックの使用・簡易包装を呼びかける。
- もったいない運動を推進する。
- 資源回収に協力し、3R運動を推進する。
- 市民のより賢い消費選択につながる製品づくりやサービス供給に努める。

【市の取組み】

- 3R運動、ごみ減量化・資源回収などの活動を推進する。
- 3R運動やごみ減量化に対する市民・事業者の理解向上と意識啓発を促進する。
- レジ袋無料配布とりやめへの賛同事業所数が増えるよう啓発する。

コラム

もったいない！ちょっとした行動で減らせる食品ロス

- 「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことをいいます。
- 日本国内の食品ロスの年間発生量(632万ト)は、世界全体の食糧援助量(年間約320万ト)の約2倍に匹敵します(WFP資料(平成26年)、農林水産省及び環境省「平成25年度推計」による)。
- これは国民一人あたりに換算すると、毎日茶碗一杯分(約136g)の食べ物を廃棄する量と同じ計算になります。
- 家庭や外食、宴会の際には「無駄に買わない」「食べきれる量を作る、注文する」「宴会の最初の30分終わりの10分は、料理を味わい、食べ切る取組み(3010運動)」の実践を心がけましょう。

■家庭で実践！

買い物

事前に冷蔵庫内などをチェック

- ▶メモ書きや携帯・スマホで撮影した画像が有効

必要な食材をこまめにゲット

- ▶食品ロスが多いのは野菜などの生鮮食品
- ▶必要以上に買った場合は、冷凍保存も活用する

手前に陳列されている食品をチョイス

- ▶家庭での利用予定に照らして消費期限を確認しましょう。



調理

残っている食材から使う

- ▶「いつか食べる」食品は食品ロス予備軍

野菜や果物の皮は厚むきしない

- ▶生ゴミは減って、栄養は増える

食材を上手に食べ切る

- ▶定期的に冷蔵庫や収納庫を整理する日を決める
(例:毎月●日はあるものでお好み焼きデー)



■宴会で実践！

ミッション①
宴会前

参加者の好みや食べ切れる量をチェック

- ▶店やメニュー選びに活用する

食べ切れる量のメニューをチョイス

- ▶ハーフサイズ、少量コースなど、ちょうど良い料理の量を選ぶ



ミッション②
宴会中

コース料理提供時の例：キーワードは **30・10**

0 味わいタイム

- ▶乾杯後**30**分間は料理を楽しむ
- ▶料理はできたてを味わう

30 楽しみタイム

- ▶全員で親睦を深める
- ▶料理のことも忘れない

0 食べ切りタイム

- ▶お開き前の**10**分間はもう一度料理を楽しむ
- ▶幹事は「食べ切り」を呼び掛ける
- ▶大皿料理の残りは小分けにして食べやすくする



ミッション③
お開き時

おいしい料理とお店に感謝した後、食べ切った仲間とハイタッチ

ミッション完了!



出典：消費者庁 Web サイト

(2) 廃棄物の適正処理の推進

減量を図った後に残る廃棄物については適正に処理することが大切です。そのため、市民がごみ出ししやすい環境を整えるとともに、処理施設の適正な管理・運営を行う必要があります。処理方法は焼却や埋立てなど廃棄物の種類により異なるため、市民・事業者はごみが正しく処理されるよう、ごみの分別を徹底する必要があります。また、野焼き³⁴は自粛し、ごみ出しや農地還元などにより適切に処分することも大切です。

本市の一般廃棄物処理は、これまで旧町村の枠組みを引き継いできたため地域により異なり、2種類のごみ出し方法が存在してきました。今後も2021（平成33）年度まではこの方法を継続しますが、2022（平成34）年度以降の統一化に向け、現在その準備が進められています。統一化された後のごみ処理は本市の将来にわたる一般廃棄物処理計画に関わることであるため、今後の検討課題として位置付けます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- ごみ分別・適正処理に関する情報・知識を入手し、ごみ分別を徹底する。
- 野焼き³⁴や基準外焼却炉による処理をやめ、ごみを適正に処分する。

【市の取組み】

- ごみ回収日・回数を適宜見直す。
- 廃棄物処理施設の適正な維持・管理と運営指導を徹底する。
- 野焼き³⁴禁止を周知徹底する。
- ごみ分別・適正処理に関する情報・知識を周知徹底する。
- 今後の一般廃棄物処理計画によるごみ出し方法を検討する。

(3) 不法投棄対策

通行の少ない道路や人が立ち入ることが少ない山林や河川では、不法投棄が行われていることがあり、地元の住民や土地所有者からの苦情が増加しています。

ごみの適正処理は、市民をはじめ国民の当然の責務であり、環境を著しく悪化させる不法投棄は許されるものではありません。

特に、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、テレビについては家電リサイクル法が、自動車には自動車リサイクル法があり、適正な事業者への引き渡しと再資源化が義務付けられています。このほかにも包装容器（ビン、缶、ペットボトルなど）や建設廃材、食品ごみ、パソコンについてもリサイクル法が定められており、回収と再資源化が図られています。

このほか、冷蔵庫やカーエアコンなどには冷媒として代替フロン³⁴が使用されていますが、これらを不法投棄すると有害な物質が大気中に放出されてしまいます。代替フロン³⁵は地球温暖化の原因であり、同じく温暖化ガスとされる二酸化炭素の数百倍から数万倍の影響があるとされています。

これらのことから、不法投棄をさせないためにも発生防止の啓発活動やパトロールを強化する必要があります。

³⁴ 代替フロン：一般的にHFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを指し、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果を有するガスである。

<実績値>

■ 不法投棄対応件数

年度 区分	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
件数	35	26	37	33	35	22	26	37	26	19	17
累計	35	61	98	131	166	188	214	251	277	296	313

出典：雲南市市民環境部環境政策課資料

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 不法投棄をしない。
- 不法投棄を見つけたら通報する。
- こまめに除草するなどして、不法投棄をさせない環境づくりに努める。
- 法令を順守し、回収・リサイクルの仕組みに従って適切な引渡・処分を行う。

【市の取組み】

- 不法投棄の監視を強化するとともに、不法投棄の通報に迅速に対応する。
- 市有地における不法投棄物を撤去することにより環境保全に努める。
- 不法投棄防止の看板設置などによる意識啓発を一層推進する。
- 法令に従った回収・リサイクルが行われるよう、必要な情報を市民・事業者伝える。

(4) 災害廃棄物に関する市町村連携

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災や2016（平成28）年4月に発生した熊本地震などでは、災害廃棄物が大量に発生しました。これらは一自治体が単独で処理できるものではなく、自治体同士が連携して処理することが求められます。

また、仮に雲南市が災した場合の市内の災害廃棄物の迅速な処理のためには、り災前に、市民や事業者により排出される災害廃棄物の量の推計、地区ごとの収集場所の選定や収集する手段、分別を行う仮置き場の選定、日常の廃棄物の処理に加えて災害廃棄物の処理ができるだけだけの処理能力の確保、灰や安定物を埋め立てできる最終処分場の確保、借地を前提として選定する土地の原状復帰する際の目安となる土壌や水質の測定などの準備が必要です。これらの施設の災害廃棄物の処理能力は、他自治体の災害廃棄物を受け入れる際にも必要となるものです。

雲南市では、国や県、周辺自治体との連携を取りながら、り災時の災害廃棄物の処理や他自治体の災害廃棄物の受け入れへの対応を検討していきます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 災害時に備え、市と連携して地域防災の体制づくりを構築する。

【事業者の取組み】

- 災害時に備え、事業継続のための体制を構築する。
- 災害時に備え、市との連携体制を構築する。
- 廃棄物関連業者は、収集運搬、分別など災害廃棄物の受け入れ・処理に対して積極的に対応する。

【市の取組み】

- 災害時に備え、「(仮称)雲南市災害廃棄物処理計画」の策定を検討する。
- 災害時に備え、災害廃棄物の受け入れ態勢を構築する。
- 災害時に備え、市民、自主防災組織、事業者、周辺自治体との連携体制を構築する。
- 災害廃棄物を受け入れるための処理能力の確保や仮置き場などの選定を行う。
- 災害廃棄物の処理について市民、自主防災組織、事業者へ情報提供を行う。

1-5 環境に配慮した暮らし

(1) 食を通じた環境配慮

近年、食品の不当表示や外国産食品の安全性の問題から、消費者は食の安全を強く意識するようになってきました。このことから、生産者は安全性の高い食料を提供するため、エコファーマー³⁵のように、減農薬・有機栽培など環境にやさしい農業を展開することが必要です。そのようにして栽培される作物の一つとして、「プレミアムつや姫たたら焰米³⁶」があります。

外国や日本の遠隔地から来る食品にはたくさんの輸送エネルギーが使われており、二酸化炭素や大気汚染物質の排出など、環境への影響を伴っているのが実態です。これに対し、消費者の近くでとれる地場産物は輸送距離が短くとても環境にやさしい食べものと言えます。また、温室・室内での栽培や保管には冷暖房・冷凍等のエネルギーがかかるため、露地栽培されている季節の農作物や旬な魚介類なども環境にやさしい食べものと言えます。

雲南市、奥出雲町、飯南町エリアの、いわゆる「雲南地域」全域において「奥出雲産直振興推進協議会」が組織されています。およそ 3,000 人の会員自らが生産した安全・安心でおいしい野菜や花卉、農産加工品などの販売で、年商はおよそ 8 億円に及び、島根県内有数の産直組織となっています。

当協議会は、2014（平成 26）年度には日本で最も権威ある農業表彰制度のひとつ、日本農業賞「食の架け橋部門」で見事に大賞を受賞されました。会員農家が中山間地で生産した少量多品目の農産物等が、地元直売所や兵庫県尼崎市のスーパーで定期販売される姿は、まさに「地産地消」「地産都商」そのものの姿であり、農家のやる気と経済活動の両立が実現している姿ともなっています。食を通じて農業者と都市生活者、消費者との「新しい連携」や、環境問題も意識した「未来への豊かな生き方」へのヒントとなる素晴らしい活動が展開されている好事例であると言えます。

さらに、食育の取組みのひとつに農林漁業体験が挙げられていますが、これにより消費者は背景にある環境について理解を深めることができます。これらを理解・実践することにより、消費者は環境にやさしい食品を見る眼が養われ、環境保全に貢献することができます。



地元野菜がスーパーで販売されている様子

³⁵ エコファーマー：1999（平成 11）年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬を減らす技術（以下、「3 技術」という。）を導入する 5 年間の計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者のこと。これらの 3 技術を導入した営農方法は、美味しい農産物の生産はもちろん、安全・安心な農産物の生産、そして温室効果ガスの削減や生物多様性の保全など、環境にも優しい生産方法である。

³⁶ プレミアムつや姫たたら焰米：つや姫は島根県の奨励品種で、エコファーマーの認定を受けた農業者のみが栽培することができる。本市では、通常のつや姫より厳しい基準で栽培されたつや姫を「プレミアムつや姫たたら焰米」と名付け、市のブランド米として栽培を奨励している。